

## シンポジウム「原発は本当にダメなのか！」

司会 皆様、こんにちは。ようこそおいでいただきました。

法研のシンポジウムも今年で21回目を迎えます。その間、一貫してコーディネーターを木村先生に引き受けていただきまして、今年も無事にシンポジウムを開催することができました。

今年はこのテーマ、どうしても避けて通れないかなということで、木村先生と相談して決めたわけでございます。

簡単に今日のパネリストの先生方をご紹介します。

まず、本日の行司役でございます。コーディネーターの木村弁護士でございます。いつもこのシンポジウムを取り仕切っていただいています。そのほか、テレビとかラジオでもご活躍になっておられます。

それから、筑紫圭一先生です。上智大学准教授でいらっしゃいます。この問題についての制度的な概要といったものをご説明いただく予定でございます。

それから、岩淵正明弁護士でございますが、志賀原発差止訴訟弁護団の団長を務めておられました。そういうお立場からのご意見が伺えるかと思えます。

それから、花井幸二さんでございます。長いこと自民党の政務調査会及び会長室にお勤めになりまして、日本科学振興財団の元理事長でいらっしゃいます。そのお立場から、原発の現状、今後のことなどについての意見のご披露があるかと思えます。

それでは木村先生、よろしく願いいたします。

木村 皆さん、ようこそいらっしゃいました。

この公開シンポジウムは、21年前に開始されました。ともかくその年に一番問題になったトピカルな問題を法律的な立場から論じてみよう、できればその問題について意見の違う人にパネリストとして来ていただいて、そこで「賛成」「反対」の議論をする中で皆さんに理解を深めていただく、そういう企画になっております。

今年は、もう何といても原発。企画が今年はやさしかったといえますか、いろいろ迷う余地がない。そういうことだと思えます。

まず、原発をめぐる行政的なシステムはどうなっているかということ筑紫先生から話をさせていただく。それを土台にして、どっちが先がいいかということになるわけですが、この時期に「原発を維持したほうがいいのか」という意見を言うことはなかなか大変勇気の要ることで敬意を表したいと思えますが、花井さんに後攻めに回っていただいて、先攻めが岩淵さん。後から攻めるほうが少しアドバンテージがあるわけで、そういう意味で岩淵さんに先に発言していただくと思っております。

それでは筑紫先生、よろしく願いします。

筑紫 皆さん、こんにちは。筑紫圭一と申します。

私は、実は家族に大東文化大学出身者がおりまして、今日はすごくうれしい気持ちで参りました。ただ、周りにおられるのが大先生ばかりなので、少し緊張しております。説明はちょっとたどたどしいところがあるかもしれませんが、20分くらい、「原発訴訟の概観」ということで、法制度の大まかな仕組みと、これまでの訴訟の流れについて説明いたします。

それでは私のレジュメをご覧ください。全部で4ページでございます。はしよりながら話を

進めて参ります。

まず、「原発規制の特徴」ですが、「段階的規制方式」と書きました。これは、原子炉等規制法という規制法があるわけですが、その大まかな中身を書いたものです。「原子炉設置許可、変更許可、設計・工事方法の認可、使用前検査、保安規定の認可、定期検査、原子炉解体の届出といった規制が段階的に行われる。」と書きましたが、どういうことかという、原子炉を設置してその稼働を行う上で、許可を1個得ればそれで全部終わりというわけではなくて、細かく段階に分けて、その段階毎に規制を行うという仕組みです。この点は、後で訴訟の中身に関係してきます。具体的には伊方原発事件の「安全審査の対象」と書いてあるところに関係します。

次に、「原子力安全委員会の安全審査」と書きました。そこには、「主務大臣が原子炉設置許可をする場合には、あらかじめ、『災害の防止上支障がないものであること』につき、原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。」と書いてあります。どういうことかといいますと、原子炉をつくりたいなと電力会社が考えて申請を大臣に行うわけですが、大臣がそれを一人で判断するわけではなくて、諮問機関と言われる委員会、大雑把に言えば専門家の集団に意見を聴き、これは大丈夫だろうかという判断をしてもらって、答申を受けた上で、それに基づいて判断をいたします。これも、伊方原発が2ページに出てきますが、その司法審査の方法のところに関係してきます。

「多重防護システム」というのは、ここに書きましたように、まず異常発生を防止する、そもそも小さい異常が発生するのを防止しよう、というところからスタートします。ただ、異常がそれでも発生してしまうかもしれない。しかし発生したとしても、早期に検知して事故に至らないように異常の防止を拡大する。さらに、そこで止まらず、万一事故に発展した場合でも、その拡大を防止し、影響を低減する。これが、原子力規制の基本的な考え方です。

ですから、今回の福島原発の事故のときも、「止める」「冷やす」「閉じ込める」という言葉も出てきました。まず最初、動いていた原発をちゃんと止められるのかどうかというのが問題になり、一応止まった。止まったけれども熱がなかなか下がらないということで「冷えない」「冷えない」と大騒ぎになり、最終的には、放射性物質が漏れ出す結果になりました。ただ、元々の考え方は多重防護システムという考え方に立っているというのをまず説明しておきます。

次に、「原発訴訟の構図と展開」に入ります。

「典型的な原発訴訟」、これはこれだけに限られるわけではないですが、一般的な図を示したものです。

大きく分けると行政訴訟と民事訴訟があります。図を載せればよかったのですが、イメージとしては、三角形を考えてみてください。三角形を書いて、一番上の角のところに「行政」、左側に「電力会社」、右側に「周辺住民」と書くと、構図がわかりやすいかと思います。

行政訴訟というのは、左の辺が行政と電力会社の関係を示しています。先ほど申し上げたように、行政（国）は、規制を行っています。誰でも自由に原発をつくれるというわけではなくて、禁止しておいて、条件を満たした場合にはつくることのできるという許可制をとっています。ただ、住民側は、その許可は間違っているぞ、法律上の要件を満たしていない、だからその許可は違法であるという形で、行政を相手に、その許可を取り消せ、と争います。

右の辺ですね。これは取消訴訟と言われるものです。

その後に書いてある無効確認訴訟というのは、取消訴訟は一定の期間に起こさないといけないのですが、それが過ぎてしまった場合に起こせる訴訟で、基本的なスタイルは同じです。ただ、時期が遅れてしまっているのが、勝ちづらい訴訟です。一般的には、重大かつ明白な瑕疵がなければ勝訴できないので、勝てる場合がすごく限られる訴訟です。

もう一つのタイプは民事訴訟です。三角形の下の辺に注目してください。これは住民と電力会社が直接争うというものです。

こういう構図で成り立っているわけですが、今までたくさん訴訟が提起されてきました。「(2) 主要原発訴訟一覧」をご覧ください。これも網羅的ではありませんが、重要なのは、原告が勝訴したのは2件であるという点です。しかも、いずれも上級審で判断が覆されているということで、なかなかやっぱり勝訴するのが非常に難しかったと言える状況にあります。

太字で書いてありますが、行政訴訟に関しては、もんじゅの設置許可無効確認訴訟で一度勝訴判決が出ています。民事訴訟ですが、志賀原発の2号炉の運転差止訴訟、これは隣にいらっしゃいます岩淵先生が担当された事件でございます。

次に、2ページ、「3. 原発訴訟の主要論点と裁判所の判断」をご覧ください。

「主要論点」ですが、「行政訴訟」のところに「訴訟要件」と「本案審理」というのを書きました。

訴訟要件というのは、簡単に言うと入口の問題です。この入口を突破しないと、門前払い判決ということで、中身を聞いてもらえずに負けてしまう。そんな判決が出たと新聞によく載りますが、訴訟要件を満たさない訴訟は裁判所は受け付けません。特に問題となるものとして、「原告適格の有無」を挙げました。これは、誰がその訴訟を起こせるのかという問題です。誰でも訴訟を起こせるわけではないという考え方がとられています。

もう一つは本案審理、これは後で具体的に説明いたします。

特徴としては、ここに書きましたように、「原子炉の安全性に関する行政判断が直接審理の対象となり、判断に瑕疵があれば、人格権侵害のおそれを問わず、許可が取り消される。」。どういうことかといいますと、先ほど1で「原子力安全委員会の安全審査」というところを説明しました。あらかじめ「災害の防止上支障がないものであること」について原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。原子力安全委員会が安全審査を行うわけです。行政訴訟では、その審査の内容が誤まっていたかどうかという点が司法審査の対象となります。その判断に誤りがあったということになると、その許可処分は取り消されて、もう一度安全審査をやり直せという趣旨の判決が出されます。

もう一つの民事訴訟における「論点」ですが、この訴訟では人格権侵害の有無というものが問題となります。この人格権というのは、人間が個人として人格の尊厳を維持して生活する上で有する個人と分離することのできない人格的諸利益の総称と言われます。人が人らしく生きていくための権利だというふうに思っただけであればいいと思います。具体的には、生命、身体、自由、名誉、そういうものが含まれると言われています。

民事訴訟の特徴は、原子炉の安全性に関わる問題を網羅的に争うことができる点です。よく違いがわからないかもしれませんが、先ほどの行政訴訟では「安全性の審査に間違いがなかったか」という点が問題となるのです。すなわち、原告が原発の安全性について色々主張

したとしても、それが安全審査の対象となる事項でなければ行政訴訟でも扱えませんよという扱いになるのですが、民事訴訟の場合には、原発の安全性に関わる問題を包括的・網羅的に扱うことができると言われています。なお、この二つの訴訟は、並行して起こすことができます。

次に、「行政判例の動向」です。行政訴訟と民事訴訟があると説明しましたが、まず行政訴訟の動向です。

まず、誰が訴訟を起こせるのかという問題です。これは、当初は国側（行政側）も激しく争ってきました。「住民側には争う資格はないのだ」と言って、そこで訴訟を終わらせようと頑張ってきたわけですが、結論から言いますと、現在では、最高裁も周辺住民の原告適格を認めています。その具体的な判示事項を説明するため、レジюмеにもんじゅ事件上告審判決を載せておきました。

具体的には、「原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否か」で判断とすると述べて、それについては、原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮した上で、住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、つまり常識的に考えて、合理的に判断すべきものであるとしました。結論としては、もんじゅから約58kmに居住する人にも訴える資格を認めました。控訴審判決は、事故が起こったときに時間的に避難の可能性のある者については原告適格がないと述べ、具体的には20kmぐらいという形で区切っていたのですが、最高裁はそれを覆しまして、もっと広い範囲が対象となるという判断を下しました。ただその後も、具体的にどこで線引きするのかという難しい問題は残っています。最高裁は「社会通念に照らして合理的に判断する」としていますので、個別の事件ごとに判断することになると思います。

次に、「司法審査の方法、安全審査の対象、立証責任」です。

大きな特徴としては、ここに書いておけばよかったのですが、専門技術的裁量というものを行政側に認めています。専門技術的裁量が認められる場合、裁判所は訴訟で自分の考え方を優先する判断代置方式という審査方法をとらず、基本的には行政判断を尊重することになります。具体的には、安全審査に用いられた細かい基準、具体的な審査基準が不合理なものではないか、あとは、基準にいろいろ具体的な事実を当てはめていくのですが、その当てはめに変なところはないか、といった観点から行政判断を審査します。この審査方法は、先ほど述べた判断代置方式——裁判所がすべて判断を覆す、裁判所の判断を優先するという審査方法ほど厳格なものではありませんが、もう一つ、裁量濫用型審査という行政側の判断をすごく尊重する審査方法よりは厳しい審査方法です。ちょっとわかりづらい説明になりましたが、中程度の厳しさの審査方法だと考えていただければいいかと思います。ですから、原発訴訟では、専門技術的裁量を認めつつも、裁判所はそこまで甘く審査するわけでもありません。「安全審査の対象」という点について、最高裁は、法律が段階的規制方式という仕組みをとっているので、原子炉設置許可の段階で原発の安全性全部を審査するわけではない、その設置許可の段階では、基本設計と言われるものについての審査をしているので、裁判所で扱うのもそこに限定されますよ、ということを行いました。これは、安全性を争う側からするともっといろいろな事項を挙げたいのに、争える事項が限定されるという点で原告側に不利

な判断かと思えます。

次に「立証責任」ですが、基本的にはそれは原告が負うべきものと解されるということが3ページの上を書いてあります。すなわち、原告側が、この原発は危険であるという証拠を出して立証しなければいけないという考え方がとられているのです。ただ、原発の事件では、設計などに関する資料がほとんど相手方にあるということで、裁判所もある程度、原告側に配慮しています。具体的には、被告行政庁の側において、まず、その依拠した具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、自身の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、その主張、立証を尽くさない場合にはその判断に不合理な点があることが事実上推認される、と述べました。行政側がきちんと自分の判断に不合理な点がないことを説明しない限りは行政側の判断に不合理な点があることが事実上推認されるというわけです。ですからここは、ある程度、原告側に配慮しているところです。

これが行政訴訟の基本的な判断枠組みです。

そのもとの、先ほど申し上げたように、行政訴訟で原告側が勝ったのは1件です。その例が「もんじゅ差戻後控訴審判決」、高裁の判決です。この事件は、昭和58年の設置許可を周辺住民が争っていたところ、その最中にもんじゅが事故を起こしたというケースです。争点は、設置許可を出したときの安全審査の過程に間違いがないかどうかという点です。

この判決は、その設置許可の安全審査でいろいろなシナリオやデータがきちんと考慮されていないということで、先ほど述べた判断過程に誤りがあると認めて原告勝訴といたしました。伊方原発の判断枠組みを使って、それを厳しく適用して原告側を勝たせたケースです。

ただ、最高裁は違う。高裁と同じ審査方法をとったのですが、三つ挙げられた過誤欠落のうち①については、そもそも安全審査の対象ではないとしました(レジュメ参照)。すなわち、①は安全審査の段階で行政側が審査する事項ではなかったから、司法審査の対象からも省きますということです。②③については、行政側が説明しているそれにはある程度合理性があるという形で、行政側の勝ちという判断をしました。

次に、「民事判例の動向」です。

先ほど、民事訴訟では違法な人格権侵害があるかどうかという点が問題になると言いました。その具体的な判断の基準は、生命、身体、健康の侵害が受忍限度を超えるかどうかです。聞き慣れない言葉ですが、我慢の限度を超えるかどうかというニュアンスだと思っていただければけっこうです。従来の原発訴訟は人格権侵害を容易に認めない。先ほど申し上げた多重防護システムもとられているので漏れ出す危険性はすごく小さい、それに比して電力の需給の必要性からすれば、この周辺住民に受忍限度を超えるような侵害があるとは言えないという形で、原告敗訴という判断を重ねてきました。

ただ1件、原告側が勝ったケースがあります。志賀原発2号炉事件です。この事件では、安全審査で用いられた基準が大分昔のものであったという事情が存在しました。しかも、それは地震に関わるものですが、審査基準が変わらないまま、その後、想定を超える地震が起こったため、裁判所としては、これは受忍限度を超える違法な人格権侵害があるという結論を下しました。具体的には、安全審査を被災前の段階でやっているのですが、そこで用いた審査基準が古くて、そこで想定されていないような地震が本当に起きているではないか、本当に基準は合理的なものだったのか疑いがある、その疑いからすると事故が起こって人格権

侵害が生じる恐れがあるという形で、原告側勝訴判決を下しました。

これについては、行政側が判決後にその審査基準をつくり変えまして、公表して、これに基づいてチェックを行うという形にいたしました。結局、基準改訂がなされたので、高裁段階では原告側が負けてしまった。何を重視したかという点、原審後に発生した二つの大地震で大事故が起こらなかったということと、原審後に厳格化された耐震基準を満たすということ、すなわち後から基準をつくり変えてチェックがなされたのだから大丈夫だろうということで、原告側が敗訴しました。

以上が今回の福島原発の事故が起こるまでの経緯ですが、その後どうなったか。こういう流れの中で新たな訴訟の提起が全国で見られます。浜岡原発3号機・5号機の廃炉を求める訴訟、あるいは泊原発の1～3号機の廃炉を求める訴訟などが起こされています。これ以外にも、昨日、函館市民が大間の原発に対して差止訴訟を起こしたというニュースも流れていました。事故後に訴訟がたくさん提起されてきているということです。

(2)の「理論上考えられる原発行政訴訟」は省きます。

(3)ですが、「原子力損害賠償をめぐる法整備」。もう事故が起こってしまっているのに、その事故処理をめぐるいろいろな法整備がなされてきています。元からある法律としては、「原子力損害の賠償に関する法律」があります。これは基本的に電力会社に責任を負わせています。ただし、天災のようなもので、これがどうしても防げない不可抗力によるものであった場合には免責するという趣旨のことが書いてあるのですが、今回はそれに当たらないと判断されています。ですから、東電が責任を負うということになっています。一応1,200億円をきちんと確保しておけということになっているのですが、1,200億円ではとても支払いきれませんので、2011年7月、2011年8月にほかの法律が制定されました。特に原子力損害賠償支援機構法は、1,200億円で支払いきれない分については国が支援を行うという仕組みを設けています。

あとは、今までのチェック機関、行政組織のチェックがうまく働いていなかったということで、原子力安全庁というのをつくろうという話が進んでいます。

すみません。ちょっと時間が延びてしまいました。

木村 私もあまりこういう仕組みに詳しいわけではありませんが、非常にわかりやすく解説していただいて、これからの議論に大変役立つと思います。

1ページの表を見ますと、全体で35回、裁判所の判断がされていまして、原告のほうが勝ったのが2回だけ。それも後で取り消されていますものね、勝ったと言っても。2勝32敗ですね、原告のほうが。負けた数のほうが圧倒的に多いわけで、そういう意味では「おれのほうにアドバンスをくれ」と言われそうですが、原発訴訟に対しては今非常に追い風が吹いているかもしれませんので、そういう意味で岩淵さんから先にお話をいただきたいと思います。

岩淵 弁護士の岩淵ですが、2勝のうち1勝の裁判を担当したということですが、控訴審で負けました。私は1号機と2号機の訴訟をやっていますので、全部で6回判決を受けていますが、そのうちの1回勝ったということです。

今日のテーマは「原発は本当にダメなのか!」というテーマなので、私は「原発は本当にダメなんです」ということで来ました。ただ、筑紫先生から訴訟の関係のお話がありましたので、それに関連して、私どもの勝訴判決についての特色を三点だけ述べておきます。

一つは、先ほどの説明にもありましたが、立証責任が従来の考え方と少し違います。これは、原告がそれ相当の立証をしている、だから今度は被告の電力会社のほうが反証をしなさい、しかし反証が成功していない、という形で勝っています。そういう形で、立証責任が実は従来の考え方と少し違っています。2番目は、今回の福島事故と対比しますと、判決で指摘された同じことが発生しました。志賀原発の判決では、電力会社は地震を過小評価している。できるだけ小さい地震しか想定しないようにしている、と指摘していますが、今回の福島事故ではそのまま当てはまる地震が発生してしまっただけです。

3番目は、志賀原発の勝訴判決は、万一地震のような事故が起こったときには、多重に装備されている安全装置が一遍にダメになることを指摘していました。共通の原因によってすべての安全装置がダメになるという意味で共通原因故障といいますが、それがそっくりそのまま今回発生した。そういう意味では、私どもは控訴審で敗れはしましたが、勝訴判決は今回の事故を想定していたと考えています。

レジュメに戻りまして、お手元のレジュメは「原発は本当にダメなのだ」という理由を書いているのですが、重要どころだけを話します。7点、理由を書いています。

1番目は、原発では重大事故が発生するということです。しかもそのときの被害が非常に甚大である。それは現在の被害状況を見ていただければわかると思います。ただ、3月12日に皆さん方もテレビで1号機が爆発するのを見たと思うのですが、原発訴訟をやっている人間は、あの爆発は水蒸気爆発だと思ったのです。水蒸気爆発では、圧力容器の外側に放射性物質が漏れないようにする格納容器という防護が割れるか損傷するのです。格納容器が損傷すると、全部とは言いませんが、かなりの量の放射性物質が出ることになります。原発の訴訟では、そういう事故が起こるということを想定して主張しているのですが、そういう事故だと思ったのです。水素爆発だとは思っていませんでした。水素爆発は、上のほうに水素が溜まって、それが爆発し、少し放射性物質が漏れた。本格的な事故だと、もっと最悪な事態になる。だから私はあのテレビを見たときは、200kmくらいしか離れていない東京はもうダメだと思ったのですが、水素爆発だと聞いて、被害者の方には大変申しわけないけれども、最悪事故ではなかったという意味で不幸中の幸いだったという感じがした。しかし、にもかかわらず、今のような致命的な被害を受けている。飯館村の先端を含めると50km近くの地域が、全員避難して生活が根底から成り立たないような状態に追い込まれている。これは深刻かつ悲惨な被害です。原発訴訟をやってきた我々もこういう被害想定をしていませんでした。その圧倒的な被害に、我々としても今ちょっと打ちのめされている状態です。

これまでの原発の安全性の考え方はどうだったかというのは、1ページの中段あたりから書きました。これまでの原発の安全性というのは想定限度を設定する考え方で、例えば一番典型的なのは、班目原子力安全委員会委員長がある訴訟で証言をしているのですが、「事故の可能性のあるものを全部組み合わせていったら、原発なんていうのはつくれないです。どっかで割り切ります」ということを言っています。これはその訴訟で、原子炉にはそれぞれ非常用発電機が多重防護の観点から二つ付いており、原子力安全委員会の想定は1個の非常用発電機だけが故障するという想定をしているのだけれども、原告のほうが「2個故障することだってあるだろう。なんでそれを想定しないのだ」と聞いたときの答えがこれです。

「そんなことを考えていたら原発はつくれない。どっかで割り切ります」とも言っています。

す。今回事故が発生したら班目さんは何と言っていたかという、「割り切り方を間違えた」と言っています。それでは割り切り方を間違えなければ、原発は絶対に安全なのかという、そうではない。割り切り方を間違えないようにつくっても、想定をした事態を超える事故は起きないかどうかというのは誰も保証できない。特に今回のような自然災害に対しては、ある一定の想定はするけれども、そこから先の想定はあり得ないということとは言えないのではないか。

例えばレジュメの④に書いておきました地震予知連絡会の元会長の茂木さんは「大地震とか大津波が今まで起こらなかったから今後も起きないとは言えない。地震も物の破壊もまだよくわからないことが多い。弱いところに力が集中したら何が起こるかわからない。日本は第一級の地震多発国で、そういうところで原発を稼働させてはならない」と言っています。

なぜこう言えるかという、後ろのほうに資料を付けましたが、最初の資料「30年以内に震度6以上の地震が起こる確率」を見てください。これは経産省のホームページに出ていますが、30年以内に震度6以上の地震が起きる確率は、今回の東京電力の福島第一原発では0.0%になっているのです。しかし現実には起こった。この資料の上の算定基準日を見てください。2011年1月1日、つまり今回の事故が起こる前の想定では0%だったのです。これは政府の防災対策のために地震を研究している地震調査推進本部が出した資料ですが、全然わかっていないということです。このことを先ほどの茂木さんは言っているわけです。

またレジュメの⑤の神戸大学の石橋さんは、「人類にとって地震は『いまだ理解不十分で予測不可能』」「地震付き原発は安全な状態の確認ができない。日本列島の原発は危険とみなして止めるしかない」と言っています。

これはなぜかという、世界地図が出ている資料を見てください。これは、1990年から今年の4月まで、マグニチュード4以上が発生したところを黒い点々でずっと打っていったものです。これを見ますと、どこで地震が起こっているかというのが一目瞭然です。つまり、プレート境界の近くでほぼ起こっています。それに原発の所在位置を白丸でプロットしてあります。世界第1位の原発大国はアメリカですが、アメリカは意外に地震が少ない。ただ、西海岸は例外です。サンフランシスコの辺はよく地震が起こる。それ以外は非常に安定している。世界第2位の原発大国はフランスです。ヨーロッパを見てください。ヨーロッパにはたくさん原発がありますが、地震はあまりないのです。第3位の原発大国は日本です。日本は、地震だらけです。これを見たらわかるように、それぞれ各国、地震の発生の状況は違うのです。アメリカとフランスが原発は「大丈夫ですよ」と言っても、日本は大丈夫とは言えないです。そういうことを指しています。

レジュメの1ページに戻ります。

原発の求められる安全性というのは、万一の事故の場合を想定して考えざるを得ない。万一の事故、今我々の目の前にある福島原発事故のような被害は、皆さん容認できるかできないのかです。社会的に現に発生している被害が認められないと言うのだったら、原発はもうやめたほうがいいです。原発のように失敗が許されない技術は、もう技術ではない。やめたほうがいい。

これが、なぜ原発がダメなのかという第一の理由です。

ただ、先ほど申し上げたように、あの福島事故は、我々脱原発派から言うと最悪の事故



ではなかった。最悪の事故のときはもっとたくさんの放射能が出ます。私どもの志賀原発の2号機は、能登半島のところにありますから、日本列島で言うと真ん中辺りにあります。風向きにもよりますが、ある一定の規模の事故を想定したら、どこまで放射性物質が飛ぶか。志賀原発訴訟のときには、一番遠くにいたのは700km離れた熊本県の原告にも原告適格が認められました。万一の事故のときには熊本県では50ミリシーベルトの被曝をするという想定があるからです。今回の福島事故は最悪の事故ではなかったですが、でも、あれだけの被害があるのです。こういうものはもう認めてはいけないというのが第1番目の理由です。

2番目は、レジュメの2ページ目になりますが、放射性廃棄物の処分問題が解決できていないということです。これまで動いていた54基の原発から出る使用済み核燃料は、おおよそ年間1,000トンです。この1,000トンを、とりあえずは再処理工場へ持っていきこうとして、再処理工場の中間貯蔵場へ持って行っています。3,000トンの能力があったのですが、今、2,800トンぐらいもう埋まっています。ほとんど余裕がないです。再処理工場が動き出せばどんどん消化していくということになってはいますが、それでも全部消化できないのです。それでも200トン余り、どんどん溜まっていくのです。しかも今、再処理工場は失敗して動いていません。そうすると、どんどん溜まっていく。資料の3枚目に、現在、原発サイトで溜まっている使用済み核燃料の量がどういう状態かというのが出ています。特に福島第一は、もうほとんど余裕が無いぐらいに溜まり続けていた。

その使用済み核燃料対策に困り果てて、今つくられているのは青森県のむつの中間貯蔵場でとりあえず3,000トン、その後、2,000トンを加えて合計5,000トンの中間貯蔵場をつくらうとしているのですが、これはあくまで中間貯蔵なので、数十年ぐらい置いておくだけです。青森県からはつくるときに「絶対にここを最終処分場にしないのだったらいい」ということで了解を受けて、つくっているのです。従ってここは最終処分場ではないのです。

それでは、最終処分場はどこか。今、日本にはありません。どこへ処分するか決まっています。現状ではそれぞれの原発サイトに保管しているよりしょうがないのです。行き場がない。そういう状態になっているにも拘わらず、これからもどんどん原発を増やして使用済み核燃料を増やしていけば、そのうちパンクしてしまいます。そういうことを我々はとても認められないのです。

日本では、地下を300m以上掘って、最終的にそこへ埋めて処分するというのですが、そういうことを世界の各国で計画しているのですが、何とか今できつつあるのがフィンランドだけです。フィンランドは地震のない岩盤でできていて、地層が安定しているといえれば安定しているのです。日本のように地震が多発し、地下水脈がいっぱいあるようなところでは、放射性廃棄物をどこに埋められるのかという問題が全く解決していないということが2番目です。

3番目は、受益者と危険性を引き受ける者が地域的・世代的に異なっている点です。

今回の原発ではっきりしました。被害を受ける人たちは福島県の人。その電気を大量に消費してきたのが首都圏の人。こういう地域的な不公平があります。世代間の不公平というのは、今の被害は次の世代、遺伝的影響を考えるともう一つ次の世代にも影響が出ます。もう一つの世代間不公平、先ほど言った放射性廃棄物の処理・処分というのは一体どれくらい安全になるまで待たなければいけないか。日本では大体1万年と言われ、ヨーロッパでは10万

年と言われています。何で9万年も違うのかが私はよくわからないのですが、とにかく1万年から10万年の長い期間の安全性確保なんて誰が保障できますか。少なくとも何十世代の子孫がその間、我々が電気を使ったために発生した放射性廃棄物をずっと管理していかなければいけないのです。その世代が次の世代以降の人たちです。これは世代間不公平でしょう。

4番目、核拡散・テロの危険性があることです。

テロの危険性で一言だけレジュメに書きましたが、今年の7月頃に朝日新聞がスクープした記事が出ています。1984年に外務省は、「日本の原発が軍事的な攻撃を受けた場合、どのくらいの被害が出るか」という予測をしています。最悪の場合は1万8,000人が急性死亡、4万1,000人が急性障害、がん死亡者が2万4,000人、居住制限地域、つまり今の20km避難地域とか50km避難地域がどこまで広がるかという、87km。約90kmの広範囲に居住制限地域が発生するという報告書がつけられているのです。しかし、国民には公表していない。公表すると反原発派が騒ぐから。これは隠しておく、ということが最近スクープされています。

5番目は、情報統制の問題です。

とにかく原発を進めるために情報統制、情報隠しがひど過ぎます。極端なことを言えば、表現の自由の抑圧というのがありますし民主的意思決定が完全に疎外されていることもあります。

情報隠しの例を挙げます、例えば今回の福島原発事故の原因の一つである津波は5.7mまでは大丈夫だと東電の公表数値では言われていたのですが、東電は、08年から09年にかけて、もっとひどい15m以上の津波が来るということを調査して試算していました。ところが、これを隠していました。隠していたというのは正確ではない。事故4日前の3月7日に保安院へ報告しました。その4日後に事故が起こったのです。この例は原発を進めるために情報統制、情報を隠すという典型です。

ほかにも、思いつくだけのことをレジュメに書きました。後で見てください。

民主的意思決定がされていない。これは、これまで学者の人たちが議論する審議会などで何名の人が辞任していったか。少し批判的なことを言うと、みんな無視された。典型的なのは、石橋さんという人が無視されて辞任した。そういう過去がいっぱいあります。

今でもまだ続いています。今、世論調査をすると、7割から8割の人が原発をやめたほうがいいのではないかと言います。ところで、今の原子力政策を審議している審議会が幾つかあるのですが、その中に原発に批判的な人が何名入っているかという、多いところで3、4名、少ないところでは1、2名しかいない。その他圧倒的多数は原発推進派です。こんなふうな、これからの原発政策を決めようという現状の審議会ですら、圧倒的に世論調査の数値と逆転する委員会をつくっています。これは民主的な意思決定を阻害している典型例です。

原発を進めていくということになると、常にそういうことがこれまでずっとありました。やらせメールとかやらせ問題というのがありますが、今反原発派で有名で、いろいろな本も書いておりますし、講演もされている京都大学の原子炉実験所の小出さんなんか、「そんなこと当たり前ですよ」と言っています。そんなことやっているのは最初からわかっているじゃないですか、と言うくらいに昔からやられていたのです。

それから、レジュメ3ページ、6では、地方自治体の本質的な自立を妨げる点を挙げました。

これは簡単に言うと、原発をつくる地域には「電源三法交付金」という交付金が支給されます。今、経産省のホームページを見ていただければわかりますが、モデルケースで10年間でおよそ450億円の交付金が入ってくるのです。原発がつくられるところは過疎地なので、その市町村の財源の3分の1ぐらいが、多いところは5割というところもありますが、3割ぐらいの財源は原発関連からの収入になっています。10年間で450億円だけれども、そのうち先細りになるから、だんだんカネが少なくなってくる。固定資産税も入ってきますが、それがだんだん小さくなっていく。そうするとどうなっているかということ、次にもう1基つくろうという話になります。

レジュメの4ページの(3)、東海村の村長さんの最近話が朝日新聞の「オピニオン」に出ています。「原発マネーは麻薬と同じです。原子炉を1基誘致すると、固定資産税や交付金など10年間で数百億円の金が入る。そのカネがなくなると、また『原子炉を誘致せよ』という話になる。尋常な姿ではありません。福島のような事故が起これば何もかも失ってしまう。原発による繁栄は一炊の夢にすぎません。目を覚まして、持続可能な地域経済をつくるべきです」というふうに、まさに原子力の村であった東海村の村長さんが最近はこのように言っています。「自立的な村をつくることは不可能だということに気がつくべきだ」ということを言っておられるのは、まさにそのとおりだと思います。

今日は持ってこなかったのですが、『まじの村』という村が出した冊子があるのです。これは飯館村の冊子です。飯館村は、実はここ数年間、ずっと自立的な村をつくるためにいろいろな村おこしをして、それを紹介するための本をつくって、今年の春に発行しようとしていました。春に発行しようとしたところ、3月11日の事故が起こって、飯館村は全村避難となりました。飯館村は平成の大合併のときに合併しなかった。自分の村を自分でつくるといってやってきた村が、全部村ごと避難させられる状態なのです。こういうことを被害の一つとしても、認められないのです。

7番目は、原発がなくても電力は足りるという話です。

例えば、私も数年くらい前までは、原発がなくなったら大変だろうから再生可能エネルギーを少し頑張っていかなければいけないなという発想を持っていたのですが、最近では、「即時に原発は廃止できる。再生可能エネルギーはそのうち少しずつ頑張ってくればよい。今の段階で、再生可能エネルギーはなくても、原発がなくても、電力は足りる。」と考えを変えています。

資料として学術会議の資料（「発電施設の設備容量と電力使用のピーク値の推移」）を出していますが、これは簡単に言うと、一番上の白いところが原発の設備容量です。原発の発電能力です。折れ線グラフは、その年その年の最大需要電力です。白い部分の下は水力とか火力の設備容量で、これを見れば原子力発電所がなくても足りていることが分かる表です。ただ、これは正確に言うと、火力や水力もある時期定期検査をやらなければいけないですから、完全にそのとおり全部利用できるという意味ではありません。そういう意味では多少値引きをしなければいけませんが、それでも原発がなくても足りるのが現状だというのは現在の私の認識で、再生可能エネルギーがなくても大丈夫です。

ということも含めて、以上7点が原発は本当にダメなのだという理由です。

以上です。すみません、ちょっと長引きました。

木村 遠いところ、石川から来ましたので、少し長くお話しいただいたのはお許しいただきたいと思います。

でも、2枚目の図面で、黒い地震多発エリアと原発が設置されている白丸のところを見ると、確かにぞっとするような絵ではありますね。そういう意味で、説得力のあるお話だったと思います。

では、続いて花井さんからお話をいただきたいと思います。

花井 はじめまして。花井幸二と申します。本日は大東文化大学法学研究所の第21回公開法律シンポジウムにお招きいただきまして、また発言の機会をちょうだいする栄誉を賜わり、心から関係者の皆さんに感謝申し上げます。

はじめに、今回のテーマであります、「原発は本当にダメなのか！」を我々は論じなければならぬということでもあります。私自身は、原発やエネルギー問題、環境問題に対する討論会にはよく参加させていただくのですが、今回のテーマは、お隣りにいらっしゃるのですが、「さすが木村先生」と言うべきか、大東文化大学の見識の深さを感じずにはいられないのです。つまりそれは、原発がいいか悪いかを論じるのではないということでありまして、一旦その結論は、岩淵先生とか筑紫先生の話があったように、ある程度今の日本社会の中でも出ているのではないかということでもあります。つまり、ダメかダメじゃないかという、実はダメなのですね。ただ、ダメなんだけれども、本当にダメなのかというところが、従来の議論からさらに一步踏み込んで問いかけているセカンドオピニオンというかファイナルアンサーというか、従来の結論を再考する意味での深いテーマを設定されたのだと思います。そうでなければ、「原発はダメなのか」との問いだけでよかったですらうと思います。「本当に」というこの3文字が、実は今回のこのシンポジウムの肝になっているのではないかと思います。そういう意味でこのテーマの意図を理解すべきで、それでも日本に原発は必要なのか、改めて基本からこの現状を切り込んでみるというか、見直してみたいと思っております。

ここで様々な切り口を展開していくのですが、時間も限られておりますので、簡単にポイントだけお話して進めていきたいと思っております。

まず、「日本の原発（54基）、世界の原発：その動向と傾向」ということですが、これから話をするのは、全体的にはエネルギーの安全保障の話と言っても過言ではありません。

そもそもなぜ原発が推進されてきたかという、もちろん突然原発が出てきたわけではなくて、わが国では1970年代の中東戦争をきっかけとするオイルショック・石油危機で「資源安定供給の確保」という命題が出されて、エネルギーを石油以外に求めたことがあります。もちろん太陽光や風力、水力も開発されたりもしたのですが、その後は、80年代に入り、産業の活性化、経済の安定化を受けて、エネルギーにコストという観念、エネルギーコストの低減という考え方が出てきて、経済効率性を求めるようになったということです。さらに90年代に入りまして異常気象の問題が叫ばれて、オゾンホールが存在や地球温暖化の危機が叫ばれる中で、地球温暖化に対応する環境適合性のあるエネルギーを求めるようになったということでもあります。この3点、安定供給の確保・資源の多元化、経済効率性、そして環境適合性が原発推進の実態でもありました。それが本当に正しかったかどうかというのは後ほどお話ししたいと思いますし、むしろ、既に岩淵先生はじめ皆さんの話の中にも出ておりではあると思います。

それでは、3・11の震災後、つまり世界が直面したフクシマ・ショック以降ですが、世界の原発政策はどうなったかという、次の三つのパターンに分かれています。

第一は、ドイツやスイスなどのヨーロッパ諸国に多いのですが、脱原発で新規建設も新規計画も考えない、現存する原発は廃炉・廃止していくという脱原発のグループであります。

第二は、新規の建設・増設計画は難しいけれども、現状の運転はやめないで、今あるものの利用を継続していく利用継続のグループ。

そして第三は、今以上に原発を増設していく、もしくは、いま原発を持っていないので新規に原発を建設・導入するというグループです。中国やインド、中進国、途上国を中心としたグループがこの新設推進のグループになります。

世界の一つの真実として、わが国の福島で事故が起こり世界が驚愕した深刻な原発事故が発生したにもかかわらず、脱原発ではなくて使用継続もしくは新規推進の国が実は世界的には多いのだという実態があります。

では、一方で、我々がいま議論している原発という存在は何なのかというのを少し考えてみたいと思います。

もちろん原発は「電力を生む」という発電施設であります。エネルギー安全保障で言うところの火力、水力に並ぶ三大発電システムであることはまぎれもない事実であります。さらに原発は高度な核処理施設でもあるということです。

そもそも原子力の悲劇というのは、戦争の道具として核兵器の歴史のほうが先にあったために、原子力の平和利用としての原発が大量殺戮兵器としての原爆や水爆の後に生まれているという誕生の悲劇があると思います。ですから原発は、一面、軍事的価値が否定できない存在であり、核保有国の多くが当然のように原発を多く稼働させているのも事実でありますし、逆の言い方をすれば、北朝鮮やパキスタンのように核兵器を持ちたかった国は原発を保有したいということも言えると思います。

3番目に、今や原発はわが国にとって有望な輸出商品であるという事実です。実際に福島の事故の後においても、ベトナムやトルコでの数千億にも及ぶ原発輸出の受注競争や、アメリカへの原発周辺機器輸出が行われておりまして、世界には激しい原発マーケットが存在すると同時に、この競争にわが国も実は参加しているという事実があります。この激しい競争がある原発輸出と脱原発の政策は明らかに矛盾しているとも言えます。

4番目は、科学技術の開発であり、原発の予算は、民生・産業利用としての経済産業省のほか、学術研究や教育研究の文部科学省が担っておりまして、原発は科学の粋を集めた最先端高度技術の塊ということも言えると思います。

最後には、これは原発そのものではないのですが、放射線の扱いとして医療への利活用というのがあります。原発研究の積み重ねにより、放射線治療への道を原理として確立したものでありまして、DNAの修復機能といわれるホルミシス効果の応用と言われております。

さて、「フクシマ」という原発事故後の変化と課題を見ていきたいと思います。

わが国のエネルギー政策上の大きな変化は、もちろん脱原発といううねりであります。しかし、ここで考えなければならないのは、事象の不確実性は、実は、これまでお話ししてきた災害や自然環境よりも、世界情勢、つまり国際政治や国際経済の不確実性のほうが大きいということでもあります。つまり、エネルギーの供給の観点からすると、世界情勢が不安定な

めに原油高になったり、その煽りで火力発電シフトがスムーズに行われていないということもあります。産業界は、円高の煽りも受けている中で、当然CO<sub>2</sub>の排出の制限も足かせになっているのが一つの事実であります。一方で地球環境も不安定でありまして、様々な異常気象により、太陽光、風力、水力など、脱原発だからといって自然エネルギーに一気にシフトすることもできないという現状が認められます。最近、余り取り上げられてはいないのですが、地球環境問題というのは実は、かなり深刻な状態にあるという認識を私たちは一方で、しっかりと持たなければならないという思いはあります。

もう一つは、今回の原発事故の本質というものは何なのかということです。

危機管理の在り方から一つ見ていくと、大地震に対しては、原子炉の稼働は停止し、発電作業運転停止システムの機能は動いたということであって、この事前対応があったのは事実だと思えます。そのことだけを見れば、世界の日本への評価は、マグニチュード9という巨大地震、そして震度7という地震に耐え得る能力がある原発の、地震に対応できた技術のすばらしさを称えている国もあるのです。むしろ原発の安全性の証左であると言っている国もあるのです。一方で、津波に対しては、冷却装置が機能しなくなった。このことは、技術というよりは防災システムの在り方としての機能不全、もしくは対応不足という意味での事前対応がなかったと思えます。これは事前の危機管理の問題であって、また、その後のメディア対応、政府の対応など、事後の危機管理においても課題は小さくないと指摘できます。

先ほども岩淵先生の話にあったように、縦割り行政の問題・弊害や情報の隠ぺい、やらせ問題、原子カムの秘密主義によって、構造的な危機管理というものも問題であると思えます。つまり、原発事故に対する危機は、自然災害や技術災害だけではなくて、政治家、官僚、経営者、マスメディア等による人災部分の方が、その問題は大きいと言われているゆえんだと思えます。それがすべてとは言いませんが、そういう構造的な問題もあるということでありま

す。さらに、先ほども指摘されておりましたけれども、問題なのは、原発にはいまだ確立された原子炉を廃炉する明確な廃炉技術が存在していないということでありまして、一方でまた、高レベル放射性廃棄物の取り扱いが、さらに今後は困難になってくると思われま

す。こうした状態を称して「トイレのない家を建ててしまった」という表現がされたり、もしくは「閉じられない扉を開けてしまった」というようなことが、言われております。最後ですけれども、これまで見てきた原発問題はどの観点でとらえるかによって、かなり問題の見え方が変わってくる部分もあると思えます。先ほど、地域の問題、交付金の話も出ました。そういったものを見るにつけ、どこの立場で見るのか、どの位置で見るかによってこの問題も変わってくるのかなと思っております。沖縄の基地問題もこの構造の中にあるような気がいたしまして、日本の軍事的な安全保障の問題で沖縄の優位性が沖縄の悲劇を生んでいるように、日本の安全保障上、エネルギーの安保管上、福島県や福井県といった地域が、その犠牲の上にあるのかもしれないという気がしております。ですから、市民レベル、科学的な技術レベル、政治・行政レベル、経済・環境のレベル、日常防災レベルのあり方からこの問題を考えていかなければいけないということと同時に、それによってこの原発問題の見え方もかなり変わってくると思っております。

その一方で、脱原発という運動をネガティブな運動にしてはならないと思っております。

脱原発の声をきっかけに新たな再生可能エネルギーの開発を支援していかなければならないと思いますし、そのためには、かつて、レジユメの下にも書いてありますが、「ラッセル＝アインシュタイン宣言」というのが出されております。冷戦時代に核兵器の廃絶を訴えた、そして原子力の平和利用を推進してきた宣言の一つであります。そういったものと同じように、脱原発運動も新たなステージへとこの活動目標を明確に提示していかなければならないのではないかと思います。単に「原発をやめる」とか「止める」だけの話ではないと思われれます。

もう一つは、ついこの間、チベットの仏教最高指導者のダライ・ラマ14世が被災地福島を訪れているのですが、ダライ・ラマ自身は核兵器廃絶を声高に訴えてきた一人でもあります。しかしながら、東日本大震災後、被災地の東北を訪れた後、原子力エネルギーの推進については必ずしも反対ではないと述べております。それは、原子力エネルギーの平和目的の利用は支持するとして、原子力以上に効率的な代替エネルギー源は今はない、そして原子力エネルギーは途上国における社会経済的格差を縮小する手段の一つになっているというものであります。さらに、風力、太陽光などの代替エネルギーでは急速に発展する振興国、途上国の国々の需要を満たすことは現実的に見て不十分だと指摘しています。

原子力をめぐる「賛成」「反対」のこの激しい議論の両側にいる人に対しても、一面だけを見て判断するのは正しくないわけで、物事の全体を見るような議論を促したいという指摘があります。原子力エネルギーの利点を指摘する一方で、全体像を見る上でリスクの問題にも目を向けなければならない。まさに、この部分を強調しているわけでした、原子力エネルギーの専門家は「安全対策に万全を期すべきだ」と主張しているのです。ただし、それはどれだけ備えを万全にしても危険を完全に排除することはできないわけでした、原子力を利用するかどうか、そしてそれをどうするのか、最終的に決めるのはまさに民意でありまして、最終的に国民が原発を廃止したいというのであれば、その判断に従うべきだと私自身も思っております。

ひるがえって、わが国の政策の方針ですけれども、政府はエネルギー基本政策として、原子力発電についてはより安全性を高めて、活用しながら依存度を下げていくという考え方を今のところ持っているわけでした、現在54基ある原発も、そのほとんどが点検を経て停止状態にあり、実際、来年2012年の春には、このまま再開の許可が出なければ原発の全基停止状態にあるということは、皆さんご承知のとおりだと思います。具体的には、今43基は既にもう停止しているわけでした、さらに年内には6基が停止する予定になっております。こうしたことで、13ヵ月に1回の定期検査を受けながら、今後の原発のあり方を政府としても考えていくということになります。

最後ですけれども、原発を止めようとする考え方も、原発を推進するという考え方も、ともに命を守るためなのだとすることに尽きると思います。原発を止めるのも命を守るため、原発を推進するのも命、そして生活を守るためと言われております。その意味で、冷静で科学的な議論のほかに、純粹で真剣な多面的な要因を議論する、このような場を多くつくることが大切で、命の守り方、そして暮らしを守る意識というものについて考えなければいけないと思います。と同時に、経済大国日本のエネルギー自給率はわずか4%しかないという現状を鑑みつつ、原子力発電所の在り方、ひいてはエネルギー安全保障の在り方、わが国の方針決定、経済の行く末等々について思いをはせ、この問題について国民の一人として皆さんと

一緒に考えていきたいと思ひますし、ともに解決に向け真摯に取り組んでいきたいと思ひております。

時間になりましたので、ここで私の話はやめたいと思ひます。後ほど、皆さんと一緒に議論ができればと思ひます。

本日はありがとうございました。

木村 どうもありがとうございました。

やはり、やめると言っても、やめるのも簡単ではない。最後にはエネルギー自給率の問題もありましたし。そもそも、今、地球環境の問題でCO<sub>2</sub>を減らせという話があつて、それに一番適合できるのが原発だという形で、現在54の原発が動いているという実態があると思ひます。

議論の一つのとば口として、先ほど岩淵さんからは、発電施設がピークのときにどのくらい発電が可能かという表がありました。私も、広瀬隆さんという昔から反原発でやってこられたジャーナリストの方とお会ひしたこともあるのですが、現在、火力発電、水力発電をフルに稼働されれば原発がなくても十分やっていけるのではないかと。火力と水力の稼働率を今6割ぐらいに下げている、6割ぐらいに下げることによって原発の必要性が出てきているのであつて、そういう点からいけば非常に間抜けた話だということを彼は指摘しています。

それから、代替エネルギーとして、確かに風力発電とかバイオマス発電とかいろいろ議論はされているのだけど、何となく頼りない感じはしますよね。しかし、広瀬氏は、天然ガス田がいま各国で爆発的に発見されていて、その天然ガスを使った発電であればCO<sub>2</sub>の発生はほとんどない、そういうことで代替エネルギーは簡単に生み出せるのではないか、という議論をしておられました。その点について、花井さんから少し議論をいただきたいと思ひます。

花井 先ほどの岩淵先生が示された資料はそのとおりだと思ひますし、今ご指摘の木村先生のお話にあるように原発の議論のポイントは2点あります。

一つは、現状の電力は火力、水力を中心としていた電力構造だけで十分賄えるのではないかというご指摘と、表、エビデンスの説得力だと思ひます。

岩淵先生の資料の4ページ一番下にあるところが、まさに、直近のといひますか、国家戦略室から出された資料でして、③にあるように、全原発停止時の供給力とつなぎの需要力というのがあります。非常に肉薄してしまつて、確かにその部分においては、フルに使う場合、先ほどの稼働率が何%かということになってくるのですが、原発がなくてもかなり似た電力供給力と需要に見合つた活動はできる証左でもあると思ひます。若干欠けているので、何かを充てていかなければいけないのですが、だからといって事故がほかで起こらないとは限らない。つまり、今動いていない火力発電所はなぜ動いていないかという、やはり老朽化したから動いていない部分が多く、それがフルに活用していくのかどうかというのも一方であると思ひます。ただ、この資料は事実だと思ひますので、その議論も尊重しなければいけないと思ひています。

一方で、先ほど指摘したように、エネルギーの問題は、原発だけではなくて、全体のエネルギーのバランスの中で日本の社会、日本経済を考えていかなければいけない。つまりエネルギー安全保障を考えていかなければいけないと思ひます。火力、つまり石油や天然ガスに舞い戻つて、そういう産業構造に日本が戻つていくとしたらどうなるかという、ドイツは



脱原発の国ですが、電力がフランスの2倍と高いのですが、そういう社会を我々は受容していくのか。電力がもっともっと高くなる、原油高になり天然ガスの市場が高騰していき、そういった価格経済性を受け入れていくとしたら、どうなるのか。カントリーリスクも依然として存在しており、エネルギー安全保障の性格としては弱体化していく道を、またたどってしまうのではないかと考えております。

ヨーロッパでできることは、多分日本ではなかなかできないのではないかと。それは大陸でのエネルギーの融通性と島国日本におけるエネルギーの確保というのも違いますし、様々な部分でエネルギーの自力をつけていかなければいけないというのは率直な感覚です。代替エネルギーというのは研究、開発、実用を経ていくべきだと思いますので、その部分も力を入れていかなければいけない現状にあると思います。ただ、木村先生が言われたようにまだ頼りない中で、現実的な選択として、今あるものは動かしていくべきだと思います。もちろん大前提としては安全なチェック、管理を徹底的にやらなければいけないというのは、言うまでもありません。

木村 ありがとうございます。

一つは、安全性について新しい体制をつくっていくということと、もう一つは、エネルギーというのは非常に大事なことで、エネルギーがなかったら何もできないわけですね。日本は余り石油は出ないですし、天然ガスといたって、出ているのはあちこちほかのほうで、日本では余り出ていないようです。日本では出ているのは温泉ぐらいで、エネルギーによる自立した国という点でいくとなかなか難しいところがある。そういう点も含めてご意見があったと思います。

岩淵さんに、この点についてさらに深めていただきたいと思います。

岩淵 今幾つか花井先生からご指摘があった点は、まず、レジュメの4ページの末尾に、これは政府が出している「来年の夏は原発がないと電気が足りなくなりますよ」ということの数値を出したのですが、これは7月ぐらいに出たのですが、それを見たときに、率直に私は「ああ、足りるんだ」と逆に思っちゃったですね。わずか1,650万kwというのはものすごく少ない数字です。多分どっかにまやかしがあるのだろうと逆に見ていたら、やっぱりまやかしがいろいろあるんだけど、そのまやかしがどこにあるかということについては、資料の最後に専門家の検討結果、これは環境エネルギー政策研究所という飯田さんがつくっている研究所のほうで出されているもので、政府の来年夏の電力供給力と需要力は何かおかしいかというのがここに書いてあります。政府発表の数字が随分おかしいということが言えて、結論的には逆に「足りるのだ」ということの立証になると思っています。前にも申し上げましたが、今の段階で原発がなくても十分に電気が足りるのです。来年の夏は全原発が停止していますが、それでも足りるのです。

先ほど、例えばCO<sub>2</sub>という問題が多少あるとの指摘がありました。そういう問題は確かにあります。だけど、火力発電所の稼働率を1回見てもらいたいのですが、現状で火力発電所で稼働率が一番高いのは石炭火力です。石炭火力が約70%の稼働率。これに対し天然ガスは48%、約50%です。石炭火力のほうを一生懸命燃やしている。なぜ天然ガスをもっと燃やさないのか。というのは、石炭火力がCO<sub>2</sub>発生量が100だとすれば、天然ガスは半分ぐらいです。石炭をたくさん燃やすとCO<sub>2</sub>が出るのだが、CO<sub>2</sub>の少ない天然ガスをなぜもう少し利用し

ないのか。天然ガスの稼働率をわずか50%にとどめているのだけど、これを、100%なんて言いません、70%ぐらいに上げれば、もう石炭火力を減らしてもCO<sub>2</sub>対策を含めて十分対応できると、これは何名かの学者の方が言っておられます。私の知っている範囲で有名なのは、岩波新書などを出している長谷川公一という東北大学の教授などはそういう議論をされています。それはそのとおりだと私は思っています。

それからもう1点は、電気料金の話がありました。原発をやめると電気料金が上がるのではないかという議論をされているのですが、これも、現在、学術会議で六つのケースを考えていろいろ想定して、いろいろな試算を出しています。六つのケースというのは、私が今言ったように、多少の節電は必要だと思うのですが、そういうことを余裕として見ながら、即やめても大丈夫なんだという議論、それが第1のケース。第6番目のケースは、もっと原発を増やしていく。その中間にバラエティがある六つのケースを対比して、是非を議論されています。そういう意味では、先ほど花井先生もおっしゃったように、いろいろな角度から見ていく必要があるということについては、私どもも承知しているし、それはやらなければいけないと思う。

その対比で見ていると、例えば私が言っている即原発をやめても大丈夫なんだというときにどれぐらい料金が上がるかということ、ある学者の説だと、2.7人の平均的な家庭で毎月7,000円前後ぐらいの電気料金ということになるとの試算があるのですが、それを「高い」と見るのか、「安い」「その程度でいいじゃないか」というふうに見るのか、これはいろいろな見方があると思います。しかし、安全ではない原発をこのまま存続させていくこととの対比の中で考えたら、私からすると、「別に高くないじゃないですか」という議論のほうが総体的には優っているのではないかと考えています。

木村 先ほどの花井さんの意見の中に、エネルギーの自給率の問題で、原発であれば自分のところでつくったもので電気は出るので、石油、石炭、天然ガスということになると他に頼らざるを得ない、ここに弱点はないのかという意見がありました。そのところを補足していただけますか。

岩淵 確かに、今、御指摘の点は言い忘れました。

まず、前提の認識が違います。原発のウラン燃料は国産だという議論は、私はしません。ウラン燃料は全部輸入です。原発は、政府が言っているのはあくまで「準国産」です。「準国産」とは何かということ、出てきた使用済み核燃料を再処理して、その再処理の中のプルトニウムを取り出して、そのプルトニウムでまたプルトニウムを増やしていくという核燃料サイクルでプルトニウムを増殖するのですが、これをやれば、その出てきたプルトニウムは準国産だ。自分のところの燃料だから、それをどんどん増やしていけば国産燃料として輸入に頼らなくてもやれると言うのです。でも、今は「もんじゅ」はダメで、再処理もダメで、そういう増殖路線はもう今は破綻しているわけです。結局、元へ戻ると、ウラン燃料は輸入です。

これの埋蔵量が、正確には言えませんが、50年、60年。皆さん、石油の埋蔵量は今どれくらいか。私はずっと何十年とこういう原発をやっていますが、確か30年ぐらい前も石油の埋蔵量は40年でした。今、ひょっとしたら多少増えているかもしれない。技術が進歩して、これまで掘れなかったところが掘れるようになって、石油の値段が上がると、多少高くついても掘って利益が出るということで、埋蔵量が増えているのです。多分、40年ではなくて、こ

これは正確ではないけれども、50年ぐらいに延びているのではないか。石油とウラン燃料は、埋蔵量の話はどっこいどっこいではないか。

私は石油をやればよいという議論ではないのですが、天然ガスも似たような話です。結局、どちらも輸入である。しかも、埋蔵量的にはほとんど同じです。それを、原発のほうが有利だという議論は、私は、そうなのかなというふうに疑問に思っています。現状にある程度の時間をかけて再生可能エネルギーを少しずつ増やしていけば、これはまさしく純国産です。これはどこの国でも皆やっています。そういうことをしていけば、輸入という問題もそんなに大きな問題ではないのではないかと思っています。

木村 一つは、原発自身が、あれはジェネラル・エレクトリック（GE）からの輸入なんですね。今度の事故が起こったときも、アメリカからすぐGEの技術者を呼べばよかったのではないかという議論が起こった。そういう意味では、ソフトもハードも輸入です。そのことによってアメリカからいろいろなエネルギー面での支配をされているということも確かであると思います。

そういう意味では、代替可能エネルギーの道、最近ではテレビでも報道されるようになって、風力発電も昔から比べるとかなりすごいですね。ただプロペラみたいなものが回っていると思っていたら、そうではなくて、今は外側に輪っばを付けている。そうすると台風が来たりしても折れない。それをまた海の中に浮かしてつくる。この間、番組でやっていましたけれども。これからの代替エネルギーの構想がどうなるかという点について、それから岩淵さんの発言に対して再論したいところがあれば、花井さんからお話をいただきたい。

花井 先ほど岩淵先生が言われたとおりの部分はほとんどそうだと思うのですが、一つは、先ほどから言っているエネルギーの安全保障の観点から言うと、石油と天然ガスは、埋蔵量もそうですけれども、分布している産油国とか採れるところが非常に偏在しているために、危機管理上、特定の国の影響を受けやすいというのも実際あると思います。特に石油はそういうことも言えるでしょうし、天然ガスについても、採掘される場所、もしくは日本が輸入しているところも限定されている中で、ウラン燃料というのは、比較的分散しているために、いろいろなところの影響を受けにくく購入できます。さらには、日本で再利用することもできると思います。一旦入れてしまえば、数年間使用が可能であって、安定供給の一つになっていくという点があるとは思いますが。だからといってそれがすべてなのかということ、もちろんそうではない現状はあります。

ただ、一つ言えるのは、今から例えば脱原発路線の中で、今平均6,000円ぐらいの電力が7,000円になります、月1,000円ぐらい上がるというものを、高いと見るか安いと見るか、それはそれぞれの立場、観点はあるかと思えます。問題は、家庭のレベルもさることながら、産業レベルでそのコストがどれだけ企業活動に与える影響が出てくるのかというのを全体で考えたときに、一方で円高のしわ寄せがある、一方で電力の高騰がある、一方で様々な節電を強いられるような国の中で企業が「積極的に企業活動をしていく国」として選択してくれるかどうかというのが、政府の判断の一つにあると思います。それならば、海外に行くと。そうすると雇用の問題、様々な税収の問題、ひいては国力の低下につながるのではないかとこの部分において、電力の高騰を抑える必要もあると思っております。それが即原発の推進とはいわなくても、今ある状態の中でできる限り電力価格を抑えていかないことには、日本の経済

そのものに大きな影響を与えるのではないかと指摘できるかと思えます。

その一方で、代替エネルギーの開発はものすごい勢いで進んでいるのは事実です。再生可能エネルギーに関しては、買取法案が成立したことを受けて、電力の全量買い入れなどが出てきています。それで、太陽光をはじめ自然エネルギーと言われる再生可能エネルギーに、シフトしていくインセンティブがこれから働いていく部分も当然あるとは思いますが、それでも総電力量としては、まだまだ頼るには難しいのかなというのが率直な感想です。それが例えば原発に取って代わる、もしくは安定的に水力・火力をサポートする電力量を生むには、数年、技術の発展・開発もかかると思っております。その部分においては、まだまだ原子力の位置づけをゼロにしてしまうわけにはいかないのではないかと思っております。

もう一つ、先ほども指摘した中で、実は国内だけが原発の問題点ではなくて、海外にある原発ももっとシビアに考えるべきだと思っております。もちろん、チェルノブイリのような事故を指摘しているわけではなくて、先ほど岩淵先生が示された地震の頻発する地図を見ても、日本は確かに真っ黒ですが、お隣の韓国、中国も地震が実は多発している、地震帯のつながりのあるところで、韓国も釜山<sup>プサン</sup>の近くの古里<sup>コリ</sup>というところに古里原発というのがあって、これが韓国で最初にできた商用原発ですが、その耐用年数はすでに超えています。

今言いたいのは、釜山の近くであるということは、日本の山口県下関、もしくは対馬、香岐の長崎県や福岡県といった地域を考えると、実は福島・東京間よりも近いところに原発があるのです。そういった部分に対してものを言うためには、日本の安全技術、もしくは原発をもっともっと安全なもの、原発の安全性を高める技術を開発しない限り、日本はやめたので韓国もやめてください、という話にはならない部分が当然あるということです。それは中国も同じです。

中国で原発をやれば、黄砂が飛んでくると同じように放射能が飛んできますし、先ほど岩淵先生が言われたように、700kmなり何百kmも離れたところにもあるということは、同じことが偏西風によって日本にも被害が来る。たまたま日本の福島で事故があっても、偏西風があって太平洋に流れる、もしくはスピーディーを見ると風の向きによって違ってくるといったのがあったのですが、少なくとも日本より西側にある国に被害があったときには、東側に位置する日本も実は逃れられないということがあります。その意味において、日本自身も原発技術を高めていかなければいけないという責任もあるのではないかと思っております。

木村 原発についてもかなりグローバルな国際的な視野で見なければならぬということが、今日お二人から別の角度から強く打ち出されたように思います。

筑紫さんにはさっきから黙ったまんま我慢していただいているので、言いたいことがいっぱい溜まっていると思いますので、筑紫さんから話をいただきましょう。

筑紫 私から、再生可能エネルギーについて一言だけ申し上げたいと思います。

今、花井先生からもご指摘ありましたが、制度面で、今年の8月26日に「再生可能エネルギー特別措置法」が制定されまして、再生可能エネルギーの普及を後押ししていこうという対策は始まっています。ただ、原発の必要性を論じるときには、併せて、再生可能エネルギー開発のポテンシャルが、国内にどれくらいあるのかという点について、今後もっと研究を進めていかなければいけないと考えています。環境省は、今年、風力発電のポテンシャルが原発7基から40基分ぐらいあると、確かそのくらいの数字だったと思いますが、そういう試

算を公表しています。その試算の中身も含めて今後細かく検討していく必要があると思います。

その自然のポテンシャルとともに、制度面でもっと後押しすることはできないのかということも論じていく必要があると思います。例えば日本で再生可能エネルギーの普及がなかなか進まない一因として、各電力会社の送電網がきちんとつながっておらず、細い線でしかつながっていないことが挙げられます。従来、風力発電を期待できるのが北海道とか東北のほうで、そこから直接東京のほうに電力を融通できるわけではない。しかも、例えば北海道とか東北地域で風力や太陽光による不安定な電力が多くなってしまうと、停電発生の恐れなどがあるということで、電力網の改革も含めて進めていかなければ、再生可能エネルギーの普及促進はなかなか難しいと思います。ただ、そこは人間がつくっているものですから、やろうと思えば進めていくことはできると思うので、そういう点についてもしっかり今後研究者が頑張って研究していかないといけないと考えております。

木村 3人の方にご発言いただいて、いろいろな面での論点が整理されたと思いますし、それぞれ、一致するポイントと、視点の異なる意見とが皆さんの前で繰り広げられたと思います。

私は最後に岩淵さんに一言お聞きしたいと思っているのですが、私は昭和20年(1945年)1月に長崎で生まれまして、その年の8月に原爆が落ちているわけです。長崎の場合はプルトニウム型の原爆で、数十万人の人が命を落とした。おそらく相当高い放射線を浴びていたと思います。そのときに何の支援もないわけです。日本全体が壊滅的にやられているわけです。ですから支援も大変難しい。ボランティアも来ない。そういう中で長崎の人は、その放射線を浴びた畑でお米をつくり、魚を食べ、放射線を浴びた牛や馬や豚を食べて生き延びたわけです。そして、70年間はペンペン草も生えないだろうと長崎は言われていましたが、それが5年間で政府の支援を得て、かなり復興しました。もう皆さんご承知の籠踊りとか精霊流しとか、そういうのが数年経ったら盛大にやられているのですね。観光客も押し寄せてきている。建物もしっかり建っています。

確かに、今、福島は大変です。ですけれども、原発の事故は確かに起きているのですが、それは原爆よりひどいのか。原爆でも5年でかなり復活しているではないか。そういう点で、原発事故の深刻性の程度はどうなのかということ、岩淵さんに最後にお聞きしたいと思います。

岩淵 私は、原発はやっていましたが、原爆のほうはそう調べたわけではないです。どちらがどうかというのは、そう一概には言えないのです。

まず、原爆による被害は、爆風が50%、熱線が35%、残りの15%が放射線と言われていて、圧倒的に瞬時の破壊力による被害が一番大きい。その点では原発とはちょっと違う。ただ、原発と比較をすると、放射線の影響は、瞬時に浴びせられた高レベルの放射線を浴びた人は、かなり早い時期に残念ながら亡くなっている。その後、生きておられる方で、例えば放射性降下物が降ってきた、そのことによる影響を対比するのは、これは原発と似たような比較は可能だろうと思います。

そのときに長崎にどれくらいの量がどう降り注いだのかというのが、実はあまりよくわかっていない。というのは、日本は直ちにそこへ調査が入ったかということ、どういう爆弾かも

よくわかっていないところで、どのくらいの被曝量とか、そんなことはまるっきり調査していない。終戦後、米軍側で調査したものがあるらしいです。それを米軍が持っている、日本が正確な調査資料を持っていない。その後、土壌の中にどれくらいのプルトニウムがどう残っているかということをおる段階からずっと調べたという資料はあるようです。それによると、それがすべてとは言いませんが、どうもプルトニウム原爆のプルトニウムはそんなに多くの量が降ってきたということではないのではないか。プルトニウム原爆だからプルトニウムがそんじょそこらにということではなくて、どうも東のほうに偏っていて、しかも2~3kmの辺りに集中的に溜まっている。もちろんもうちょっと広がりはあるのだろうけれども、今残っている痕跡としては2km、3kmというところがかかなりひどいらしくて、その他のところはそうでもないという意味では、「それほどでもない」と言うとは今度原爆被曝者の弁護団の人に何か言われそうなんだけれども、比較すると、放射線の及んだ範囲が数kmぐらいじゃないだろうかと思われる。

ところが、いま原発で避難を強制されているところは20km。飯館村という西北側のところを入れると約50km。広がり全然違うということが一つ。それから、福島原発から浴びせられる放射能のレベルは原爆より福島原発のほうが高い。という意味では、同じような放射線降下物による被害としては、こちらの原発のほうが今後より深刻な影響が出る可能性があるということが正しいのではないか。

もう一つだけ申し上げておくと、長崎県でも被曝者手帳を持っている人がまだ4万数千人おられると聞いておりますので、決して被害がないというわけではないし、白血病による死亡者は日本ではワースト2。白血病は、放射線による影響は半分ぐらいで、固形がんは、10%ぐらいは放射線の影響ではないかというのが広島とか長崎の調査でも出ているらしいですが、今でも被害は続いているという状況だと認識しています。それよりもさらに深刻な被害の可能性があるのであるというのが、今の私の考えです。

木村 関連して花井さんからご意見がありましたら。

花井 今の木村先生のご指摘はすごく重要なところがありまして、今、日本で言われている放射能の汚染はどの程度なのか、もしくはどの程度が許容できるのか、できないのかという部分において、しっかり議論する必要があると思います。例えば、日本で放射能の被害ではなくて、放射能を恐れるための被害、もしくは風評による被害が実態としてあるだけで、実質的放射能被害は何なのかというのがあると思います。

今、放射能で言われているのは、ほとんどガンマ線による問題であって、これは体内を貫通してしまうもので、これによって内部被曝が起こるということはありません。皆さんご存知のように、その中でヨウ素というものが甲状腺に溜まってしまい、それが残留してしまうことで内部被曝を受けるといったことはあるのですが、そういったものに対する正確な情報提供がこれからもしっかりとなされなければいけないと思います。

放射能もしくは放射線についての研究は、宇宙に行く宇宙飛行士、つまりアメリカで言うとNASAでの研究がかなり進んでいまして、日本人宇宙飛行士もいましたが、宇宙船の中では1時間で大体45マイクロシーベルトの放射能を常時被曝をするそうです。だからといってその方々が、がんで亡くなるわけではなく、さらにその部分の研究はかなり進んでいまして、むしろ100ミリシーベルト以下では普通の人よりも、がん死亡率は低下しているという報

告も出ています。

先ほど指摘された広島、長崎のデータは、これも都市伝説ではないのですが、アメリカが全部持って帰ってしまった、だから日本での調査研究がしづらいというのがありました、秘匿されているのではないかと、被爆体験を隠されているという方もいるのでわからないのですが、ただそれも、そこに生活されている方、もしくは病院にかかった方々のことを見る限り、多くの死亡者が放射能によって出たということもあまり見受けられないのは事実だと思います。また、アメリカの原子力施設に働く核施設労働者のがん死亡率が高いというのも実はデマでありまして、施設で働いた14万9千人の労働者のがん死亡率を研究した論文結果によると、放射線被曝量が増加するけれども、比例してガン死亡率は高いかということ、決して高くはない。むしろ低下しているケースが多く存在しているとの報告が出されています。

皆さんもよくご存知で、ご記憶があると思いますが、水爆実験被害もそうですが、第五福竜丸の船長さんらは、もう亡くなりましたが、彼らは別にがんで亡くなったわけではないということです。ですから、何となく放射能には怖いイメージがあるのですが、むしろ正確な情報を正確に理解して、状況を把握することの方がこういった問題に対して必要なことであって、木村先生が指摘された部分の問いというのは、今回の議論に非常に貴重な問いかけではないかと思っております。

木村 それでは時間になりましたのでこれでクロージングとさせていただきます。

今それぞれから話がありましたように、原爆の被害と原発の被害にはやはり違いがあるのですね。原爆の被害は、それによって放射能を浴びた期間はかなり短かったという意見もあります。もちろん、それが残留して健康に影響がなかったかということ、おそらくあったらうと思います。しかし短い期間であったのではと。ところが原発の場合には、もし事故が起きてしまうと、それが放射能あるいは放射線を長期にわたって出し続けるという問題があります。また、範囲も広く出し続けるという問題があります。その点に限れば原爆よりも深刻な面があるということがいえるかも知れません。だけれども、その中でもやはり、広島も長崎もあれだけのひどい各兵器による被害を受けて、70年はペンペン草が生えないと言われたところが、中央政府の支援も得て5年ぐらいでかなり復活を遂げていったということを福島の人たちにも伝え、勇気を持って頂くことは良いことだと思います。そこで、福島も広島・長崎のように立ち直して見せるぞという勢いを持って、国を挙げて支援をしていかなければいけないだろうと思います。そして、どちらの意見も、代わるエネルギーをつくり出していかなければいけない。それを自分の国の中でつくり出さないでエネルギーの安全保障、日本独自のエネルギーの源はなくなってしまう。これをもっと推し進めていかなければいけないという点では、共通の認識ができたのではないだろうかと思っております。

これで第21回公開シンポジウムを終わらせていただきます。

いつもは会場から意見をいただいたりするのですが、今日は3人のシンポジストの方に非常に頑張って話していただきましたので、会場からいただく暇がありませんでした。申しわけありませんでした。

どうもありがとうございました。(拍手)

—— 以上 ——

## 脱原発の必要性

岩淵 正明 (弁護士)

### 1. 重大事故の危険性があり、事故の場合の被害が甚大である

#### (1) 深刻な福島原発事故の発生と広域的・多面的な被害

地震と津波により原発は全電源喪失のため制御できず「冷やす」に失敗、水素爆発により「閉じ込める」にも失敗し、セシウム137換算で広島原爆の約168発分（77万テラベクレル）の放射性物質放出 → 原発事故の国際評価尺度最悪レベル7

その結果半径20km圏内は警戒区域で、立入禁止。半径20km以遠の一部を計画的避難区域として避難。（避難対象区域居住者約8.5万人）

チェルノブイリでの強制移住地域の1㎡あたり55.5万ベクレル以上を上回る面積は800平方キロ（東京23区と八王子市）。それ以遠の放射線管理地域（年間5mSv相当）に匹敵する地域が福島市・郡山市含め広範囲に広がる。

生活・労働・生活基盤の包括的・長期的破壊

#### (2) これまでの原発安全性の考え方である想定限度・相対的安全性の誤り

##### ① これまでの原発の安全性は「想定限度」を設定する考え方で対応。

班目原子力安全委員会委員長「事故の可能性あるものを全部組み合わせたら、ものなんて絶対作れません。だからどっかでは割り切るんです」

→ この立場では割り切りを越える「想定外」の事故はやむを得ないとして許容される。

##### ② 司法における相対的安全性論

「原子炉施設の安全性」とは、「起こり得る最悪の事態に対しても周辺の住民等に放射線被害を与えないなど、原子炉施設の事故等による災害発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことを意味し、およそ抽象的に想定可能なあらゆる事態に対し安全であることまで要求するものではない。」（平成19年10月浜岡原発1審判決）

→ 福島原発事故後では、事故発生の危険性は「社会通念上無視しうる程度に小さい」とは言えない。（日本での過酷事故の発生確率は500～1500炉年に1回）

特に自然災害に対しては原発の安全性は確保できないのが現実。

##### ④ 地震予知連 茂木清夫元会長（5月10日 中日新聞）

「(大地震・大津波が) 今まで起きなかったから今後も起きないとはいえない。

地震も物の破壊もまだよく分からないことが多い。弱い所に力が集中したら何が起きるか分からない。絶対大丈夫なんてことは絶対言えません。

日本は第一級の地震多発国。そういう所で原発を稼働させてはならない。」 資料

##### ⑤ 石橋克彦 神戸大名誉教授

「人類にとって地震は『いまだ理解不十分で予測不可能』」



「地震付き原発は安全な状態の確認ができない。日本列島の原発は危険とみなして止めるしかない」**資料**

- ⑥ 求められる原発の安全性は、万一の事故の場合の被害を前提として考えられるべきであり、万一の場合の被害が社会が容認できない規模や程度であれば、このような原発の運転は認められない。失敗の許されない「技術」は技術ではない。

## 2. 放射性廃棄物処分問題が未解決である。

- (1) 原発54基から出る使用済み核燃料は、年間約1000トン。再処理工場の貯蔵施設の受け入れ容量は3000トン。すでに約2827トンが運び込まれて、まもなく満杯。**資料**

仮に再処理工場が稼働しても処理能力は800トンで、200トン程度が毎年残る。各原発の総貯蔵量は昨年9月現在で約1万3520トン。各原発内の貯蔵プール余裕なし。

- (2) 中間貯蔵施設は、むつ市に来年7月の稼働開始。貯蔵能力は最終的に最大で計5000トンにすぎない。しかも、青森県はあくまで「中間貯蔵」としており、「処分場」は拒否している。

- (3) 1万～10万年は危険な高レベル放射性廃棄物等の最終処分についてはめどさえ立っていない。

地震国で国中に活断層があり、人口密度が高く、地下水脈の多い日本に適地はない。

→ 日米共同のモンゴルでの貯蔵・処分計画発覚

## 3. 受益者と危険性を引き受ける者が地域的・世代的に異なり不公平である

- (1) 地域的不公平

原発立地は過疎地で、交通不便で、他の産業の工場立地が困難な地である。

原発は地域格差を前提に、過疎地の財政的困難を利用して立地が進められた。

しかし、福島原発事故で明らかなように万一の事故の場合、被害をうけるのは立地自治体の住民である。

受益者は電力を大量消費する大都市圏である。

原発は格差・差別問題を内包し、社会的弱者に不利益を押し付ける構造。

- (2) 世代的不公平

発電による利益を受けるのは現世代の人間である。

万一の事故の場合、遺伝的影響により次世代以降の者も被害を受ける。

また、放射性廃棄物の処分の安全性への危惧は1万年～10万年の次世代以降に及ぶ。

## 4. 核拡散・テロの危険性がある。

- (1) 核拡散の危険性

途上国の原発建設計画＝途上国への原子力技術の移転＝核拡散の危険性増大

日本はヨルダン・ベトナム・韓国・ロシアの4ヵ国と原子力協定締結へ

その他トルコ・インド・リトアニア・カザフスタン等へ受注打診

- (2) テロの危険性

イスラエルのイラク原子炉施設爆撃事件を受け、1984年に外務省は国内の原発が攻撃を受けた場合（全電源喪失・格納容器破損・原子炉破壊の3ケース）の被害予測を極秘に研究、最悪の場合1万8000人が急性死亡、4万1000人が急性障害、がん死亡2万4000人、居住制限地域87km圏内の被害を受けるという報告書を作りながら反原発運動の拡大

を恐れて公表せず、危険は放置されてきた。(朝日新聞7月31日スクープ)

5. 情報統制・表現の自由の抑圧により、民主的意思決定を阻害している。

(1) 原子カムの閉鎖性

大学で原子力を学んだ者が、学者になり、又は電力会社やメーカーに就職したり、国や立地自治体の技官になり、人脈社会の中で、官民学に分かれても、第三者や相互の批判を認めない閉鎖的「原子カム」を形成

(2) 情報統制(隠蔽)の例

- ・ 東電 2002年発覚の事故隠し  
シュラウドひび割れ含む29件の記録改ざん・隠蔽  
これを契機に中電・東北電・日本原電・中国電の隠蔽発覚
- ・ 北電 1999年発生の臨界事故を7年間隠蔽
- ・ 東電の福島原発での津波高さ試算隠し
- ・ 佐賀・北海道等でのやらせ問題などの情報操作
- ・ 内閣府(原子力委員会)・外務省による02年使用済み核燃料処理のロシア提案隠蔽
- ・ 事故後の汚染状況調査や被害調査の禁止
- ・ 気象学会理事長が拡散予測公表を控えるよう通知
- ・ 気象庁での論文公表の自由の阻害

(3) 民主的意思決定の阻害

- ・ 原子炉安全専門審査会からの松田時彦氏(東大地震研助教授)の辞任
- ・ 新耐震設計審査指針の審議会からの石橋克彦氏(神戸大学教授)の辞任
- ・ 安齋育郎氏への村八分と小出裕章氏らの冷遇
- ・ 内閣参与小佐古敏荘氏の辞任
- ・ 国民の8割近くの脱原発意向に反する各種審議会における脱原発派の少数性

(4) 英国「政策決定における科学的助言の使用に関する指針」資料

不確実性が存在する場合、幅広いソースからの専門的助言に依拠する。

事案の性質に適合し、専門家間の意見の多様性をバランスよく反映した、十分に幅広い助言者を選定する。

欧州委員会のプロディ報告書 「専門知の民主化」

知識ソースの多元性・プロセスの透明性・参加の機会の確保

6. 地方自治体の本質的な自立を妨げる

原発は地域格差を前提に、過疎地の財政的困難を利用して立地が進められた。

(1) 「電源三法交付金」による地方自治体の懐柔

電源開発促進税法(一般家庭でキロワット時37.5銭として月約110円が電気料金に上乘せされ、毎年約3000億円以上が集まる)、電源開発促進対策特別会計法(現・特別会計に関する法律)、発電用施設周辺地域整備法の三法に基づく交付金制度。

オイルショック後の1974年、田中角栄内閣の時代に原発を建設する市町村に恩恵が少ないとして作った制度であり、原子力施設立地の最大の武器である。

(2) 資源エネルギー庁の試算では、出力135万kwの原発を新設する場合、環境影響評価の翌年から運転開始までの10年間で約450億円、その後の35年間で約800億円が立地市町村、

隣接市町村、県に支払われる。電源立地対策費が約1835億円（2011年度）。これに固定資産税・核燃料税が加わる。

(3) 東海村長 村上達也（朝日新聞10.26オピニオン）

「原発マネーは麻薬と同じです。原子炉を1基誘致すると固定資産税や交付金など10年間で数百億円のカネが入る。そのカネがなくなると、また『原子炉を誘致せよ』という話になる。尋常な姿ではありません。

福島のような事故が起これば何もかも失ってしまう。原発による繁栄は一炊の夢に過ぎません。目を覚まして、持続可能な地域経済を作るべきです。」

(4) 福島県

福島県復興計画で「国と東電に、県内の原発10基全ての廃炉を求める」と明記することを発表。（11月30日）

佐藤知事「国、事業者が主張してきた安全神話が根底から覆された」「原発を立地して財政的に恩恵を受けてきた以上に、事故は自然、社会、教育に大きな影響を及ぼしている。原子力に依存しない新生福島を創造するとの決断に至った」と述べた。

福島県議会は10月、県内全10基の原発の廃炉を求める請願を賛成多数で採択。

(5) 自立していた自治体の崩壊

までの村 飯舘村

7. 原発がなくても電力は足りる

① そもそも原発がなくとも現状で十分な発電設備はある。資料

② 現に大半の原発が停止した11年夏、電力は足りた。

③ 12年夏には全原発が停止しているが、電力は足りる。

- ・ 国家戦略室の試算（7/29）では不足とするが、この試算でも不足はわずか1657万kw  
全原発停止時の12年夏の供給力 1億6297万kw  
電力会社の最大見通しの積み上げの需要 1億7954万kw
- ・ 需要側で政府の試算は節電効果を算入（10%）していない。
- ・ 供給側では火発の定期検査ずらす（96万kw）・自家発電打ち切り（142万kw）・揚水発電（868万kw）を無視しており、これを入れれば電力は足りる。資料

30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率

算定基準日 2011年1月1日

設置者名	発電所名	30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率
北海道電力	泊発電所	0.4%
東北電力	女川原子力発電所	8.3%
	東通原子力発電所	2.2%
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所	2.3%
	福島第一原子力発電所	0.0%
	福島第二原子力発電所	0.6%
中部電力	浜岡原子力発電所	84.0%
北陸電力	志賀原子力発電所	0.0%
関西電力	美浜発電所	0.6%
	大飯発電所	0.0%
	高浜発電所	0.4%
中国電力	島根原子力発電所	0.0%
四国電力	伊方発電所	0.0%
九州電力	玄海原子力発電所	0.0%
	川内原子力発電所	2.3%
日本原子力発電	東海第二発電所	2.4%
	敦賀発電所	1.0%
原子力機構	もんじゅ	0.5%

地震調査研究推進本部地震調査委員会が取りまとめた各サイト毎の30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率を防災科学技術研究所の地震ハザードステーションにより公開したものを抜粋

通産省ホームページ

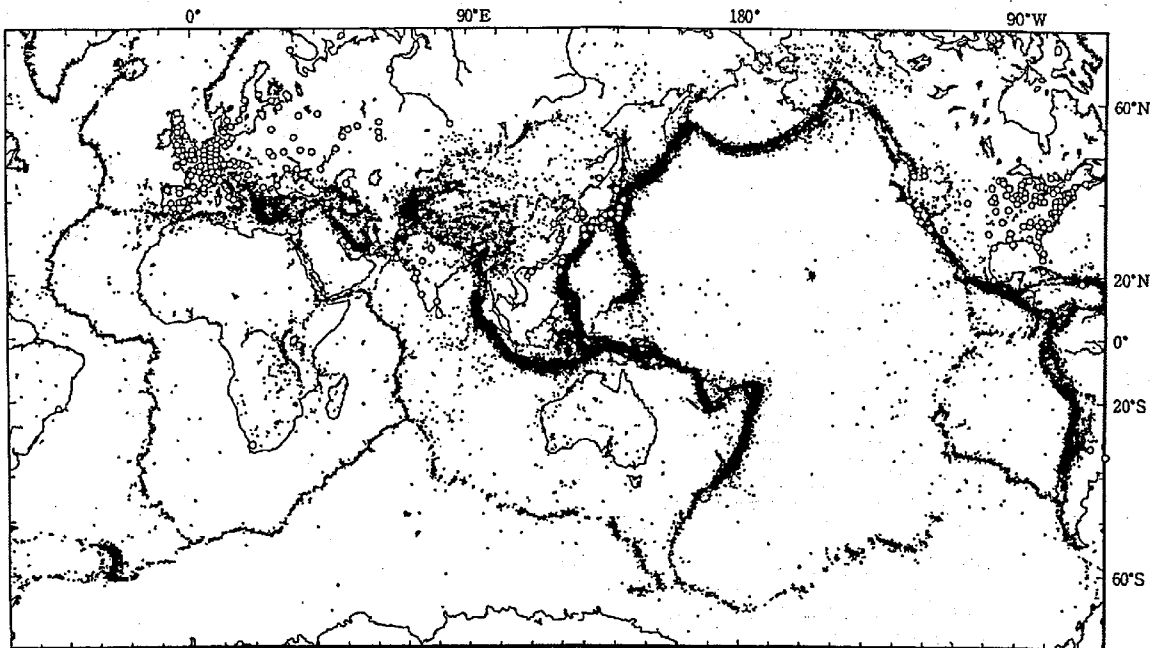
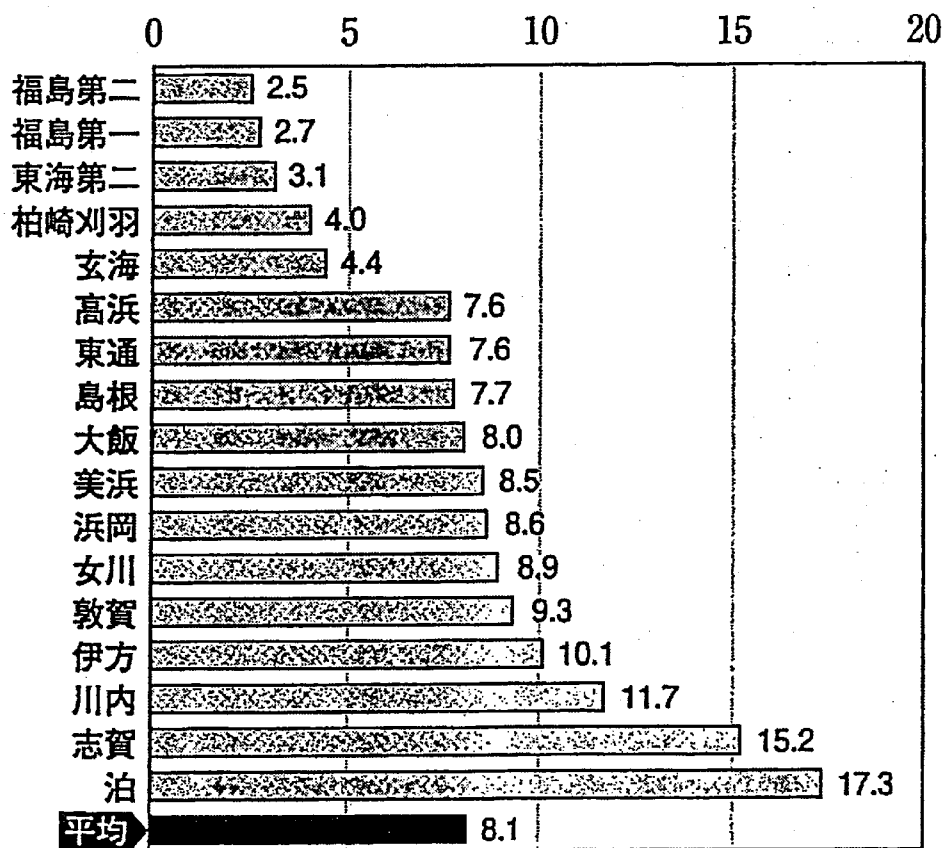


図 世界の地震と原発の分布。黒点は、1990年1月1日から2011年4月30日までのマグニチュード4.0以上、深さ100km以下の地震17万4581個の震央を米国地質調査所のPDEデータによってプロットしたもの(データ提供:USGS NEIC, 作図:原田智也)。白丸は、2010年1月現在の世界の原発を示す(原子力資料情報室編【原子力市民年鑑2010】による)

石橋克彦 原発を終わらせる 岩波新書

## 原発サイトにおける使用済み核燃料の 保管可能な残り年数

2010年9月末現在



2010年現在は、約13ヶ月に1回運転を停止し、約3ヶ月間検査＝16ヶ月なので、電気事業連合会の「使用済燃料の貯蔵量」資料から、1.33年ごとに燃料交換として求めた各原発サイトの保管可能な残り年数

---

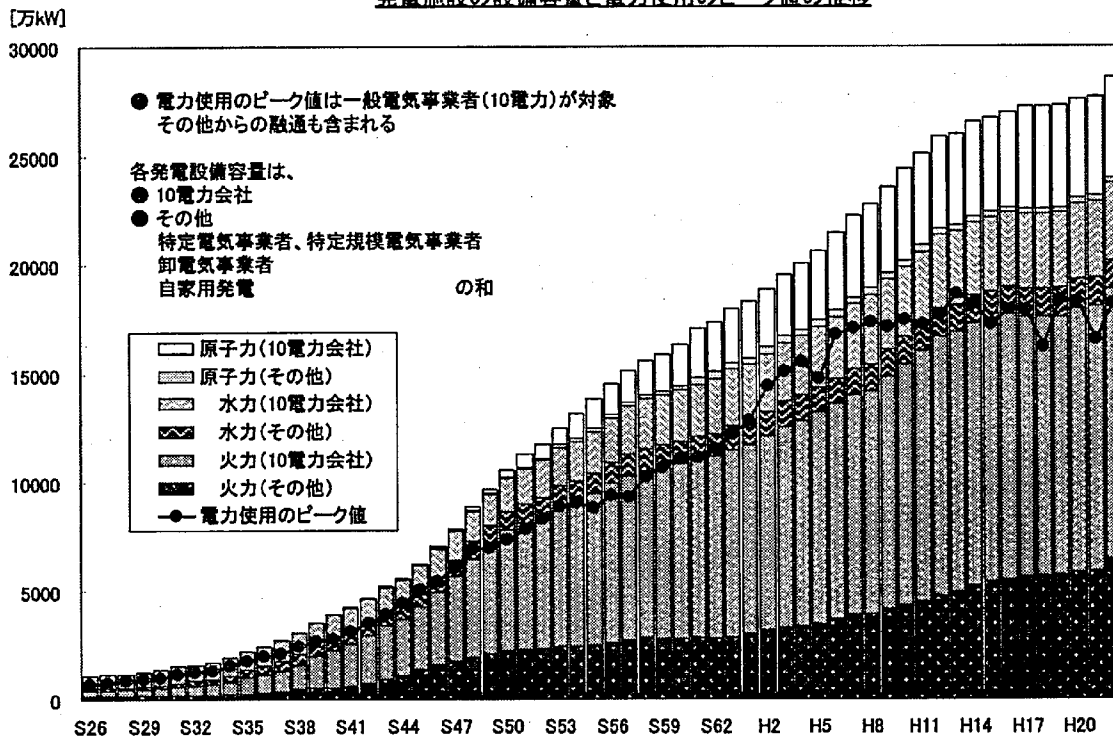
英国政府「政策策定における科学的・技術的助言の使用に関する政府首席科学顧問が定める指針」

---

- 科学的・技術的助言を必要とし、公共的関与を行うのが適切な課題を早期に特定する。
    - ・ ホライズン・スキニング(将来展望調査)やフォーサイト(科学技術の将来予測)などの仕組みを活用。
    - ・ 適切な課題設定を行うために、専門家や関連組織の関与を早い段階から進め、消費者・市民も含めた関係者集団の利害や関心が反映されるよう、市民との対話なども適宜行う。
  - 幅広いソースからの専門的助言に依拠する。不確実性が存在する場合にはとくに。
    - ・ 事案の性質に適合し、専門家間の意見の多様性をバランスよく反映した、十分に幅広い助言者を選定する。
    - ・ 関係者は、助言を提示する専門家の責任と、助言にもとづいて政策決定を行う各省の責任との間の区別を尊重する。
    - ・ 証拠が抱えるさまざまなレベルの不確実性は評価・伝達・管理されるべきであり、各省は不確実性を無視した結論を出すよう専門家に圧力をかけてはならない。
    - ・ 各省は適切な品質保証および査読の実施を確保し、科学的知見に関する国民の懸念に対応する際には、既になされた品質保証および査読のレベルを明示し、追加の評価ないし査読を行うかどうか、結果をいつ公表できそうかを示す。
  - 科学的助言のプロセスにオープンで透明性のあるアプローチをとり、できるだけ早く証拠と分析を公表する。
    - ・ 科学的助言は、政府の意思決定者により考慮されなければならないものの一つでしかなく、他には、社会的・政治的・経済的・倫理的考慮などがある。
    - ・ 利益相反は、申告され、適宜幅広く公開されるべきであり、各省はそうした利益相反が助言の信頼性ないし独立性を損なうかどうか判断すべき。
  - 政策決定の理由を公に説明する。政策決定が科学的助言と矛盾するように見える場合にはとくにそうである。
  - 科学的・技術的な証拠と助言を政策策定に統合するため、政府全体で一体的なアプローチをとるよう協調して作業する。
- 

「科学」 9月号 平川秀幸論文より引用

発電施設の設備容量と電力使用のピーク値の推移



発電施設の設備容量と最大電力の推移

(出典：資源エネルギー庁 電力調査統計、財団法人日本経営史研究所  
 日本電力業史データベースより作成)

平成23年(2011年)9月22日

エネルギー政策の選択肢に係る調査報告書  
 日本学術会議



原発を再稼働しなくても今冬と来夏の電力は足りる



フリーフィンギーパー

(2011年10月25日)

表4: 2012年8月の電力需給予測(政府およびISEP推計の比較)

	需要予測		設備と供給力予測			供給予備力		備考
	需要 ISEP	需要 (政府)	設備 容量	供給力 ISEP	供給力 (政府)	予測 ISEP	予測 政府	
北海道電力	483	506	650	570	474	87	-32	
東北電力	1,246	1,480	1,720	1,577	1,485	331	5	
東京電力	4,922	6,000	6,335	6,209	5,193	1,287	-807	
中部電力	2,520	2,709	3,148	3,040	2,750	520	41	
北陸電力	533	573	701	575	565	42	-8	
関西電力	2,785	3,138	2,811	2,724	2,533	-61	-605	隣接する中部電力と中国電力の供給余力が約800万kWあり、融通増で対応可
中国電力	1,083	1,201	1,456	1,357	1,234	274	33	四国電力の融通を肩代わり
四国電力	544	597	664	626	529	82	-68	他社への融通中止
九州電力	1,533	1,750	1,656	1,593	1,534	60	-216	
9社計	15,649	17,954	19,140	18,270	16,297	2,621	-1,857	(沖縄電力を除く)
東日本3社	6,651	7,986	8,705	8,357	7,152	1,706	-834	
中西日本6社	8,998	9,968	10,436	9,914	9,145	916	-823	(沖縄電力を除く)

最後に沖縄電力を除く9電力の需給予測を表5に、政府が「不足」としている理由を表6に示す。今年並みの節電を実施し、需要の多い時期には定期検査を行わず、自家発電も打ち切らずに今年なみに実施し、揚水発電を含め各社の発電設備を有効活用すれば、原発全停止になっても、来夏も余裕をもった需給ができる。ここで、政府の需給予測を再度点検すると、図11のようになる。政府予測では需要については2010年夏並みの需要を見込み、2011年に経験した節電は行わないとしている。政府予測と2011年夏の実績との差は約2300万kWとなり、今年動いた原発設備の2倍以上になる。つまり、需要想定をただすだけでも、電力需給が十分に満たされるの可能性が示される。

さらに供給側では、需要期の定期検査想定、火力出力低下(定期検査が隠れている可能性)、自家発電受電打ち切り、揚水発電未使用などで約2000万kWの供給力過小評価が見込まれる。これも今年動いた原発設備の2倍程度になる。原発が全停止しても、新たに停止する電源の3倍程度の供給力の過小評価が見つかったことになる。

平成23年12月6日

「原発は本当にダメなのか！」  
大東文化大学法学研究所 第21回公開法律シンポジウム用 発表レジュメ

発表者：元日本科学振興財団理事長  
財2001年日本委員会 副理事長  
花井 幸二

はじめに

テーマ「原発は本当にダメなのか！」を考える

1. 日本の原発（54基）、世界の原発：その動向と傾向

→ 原発推進の経緯と理由

- ① '70年代の「安定供給の確保」の推進
- ② '80年代の「経済効率性」の重視
- ③ '90年代の「環境適合性」の発生

→ 「クフシマ」後の各国の対応

- ①脱原発
- ②利用継続
- ③新設推進

2. 原発とは何か？

①発電施設 → エネルギー安全保障

②核処理施設 → 軍事的価値

③総合インフラとしての輸出商品 → 世界の原発マーケット（製造品、技術）  
→ 原発輸出と脱原発の矛盾

④科学技術の開発 → 原子力予算は一般予算の他、経済産業省(特会)と文部科学省(特会)

⑤医療への利活用 → 重粒子線治療、陽子線治療、温泉治療：ホルミシス効果

3. 「フクシマ」が突きつけた課題

①地球環境保護＜脱原発

- ・異なる地球環境リスクの発生（CO<sub>2</sub>、老朽施設の存在）
- ・中東依存、原発輸出の停止、産業の停滞

②危機管理体制の在り方

- ・事前危機管理
- ・事後危機管理
- ・構造的危機管理

### ③事故後、廃炉後のリスク

- ・ 早急な廃炉技術の習得と構築
- ・ 高レベル放射性廃棄物の取り扱い（原発グループからの離脱）

### おわりに

- ・ ラッセル＝アインシュタイン宣言（1955年）
- ・ 福島県でのダライ・ラマ14世の演説（2011年）
- ・ 日本政府「エネルギー基本計画」の策定（2012年予定）
- ・ 「命」の守り方について

【参考資料】

我が国の原子力発電所の現状（平成21年版『原子力白書』より）

（2009年12月現在）

	設置者名	発電所名 (設備番号)	所在地	炉型	認可出力 (万kW)	運転開始年 月日
運転中	日本原子力発電(株)	東海第二	東海第二茨城県那珂郡東海村	BWR	110.0	1978-11-28
		敦賀(1号)	福井県敦賀市	"	35.7	1970-03-14
		"(2号)	"	PWR	116.0	1987-02-17
	北海道電力(株)	泊(1号)	北海道古宇郡泊村	PWR	57.9	1989-06-22
		"(2号)	"	"	57.9	1991-04-12
		"(3号)	"	"	91.2	2009-12-22
	東北電力(株)	女川原子力 (1号)	宮城県牡鹿郡女川町、石巻市	BWR	52.4	1984-06-01
		"(2号)	"	"	82.5	1995-07-28
		"(3号)	"	"	82.5	2002-01-30
		東通原子力 (1号)	青森県下北郡東通村	"	110.0	2005-12-08
	東京電力(株)	福島第一原 子力(1号)	福島県双葉郡大熊町、双葉町	BWR	46.0	1971-03-26
		"(2号)	"	"	78.4	1974-07-18
		"(3号)	"	"	78.4	1976-03-27
		"(4号)	"	"	78.4	1978-10-12
		"(5号)	"	"	78.4	1978-04-18
		"(6号)	"	"	110.0	1979-10-24
		福島第二原 子力(1号)	福島県双葉郡富岡町、楢葉町	"	110.0	1982-04-20
		"(2号)	"	"	110.0	1984-02-03
		"(3号)	"	"	110.0	1985-06-21
		"(4号)	"	"	110.0	1987-08-25
		柏崎刈羽原 子力(1号)	新潟県柏崎市、刈羽郡刈羽村	"	110.0	1985-09-18
		"(2号)	"	"	110.0	1990-09-28
		"(3号)	"	"	110.0	1993-08-11
		"(4号)	"	"	110.0	1994-08-11
		"(5号)	"	"	110.0	1990-04-10
		"(6号)	"	ABWR	135.6	1996-11-07
		"(7号)	"	"	135.6	1997-07-02
	中部電力(株)	浜岡原子力 (3号)	静岡県御前崎市	BWR	110.0	1987-08-28
		"(4号)	"	"	113.7	1993-09-03
		"(5号)	"	ABWR	126.7	2005-01-18
	北陸電力(株)	志賀原子力 (1号)	石川県羽咋郡志賀町	BWR	54.0	1993-07-30
		"(2号)	"	ABWR	120.6	2006-03-15
関西電力(株)	美浜(1号)	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	1970-11-28	
	"(2号)	"	"	50.0	1972-07-25	
	"(3号)	"	"	82.6	1976-12-01	
	高浜(1号)	福井県大飯郡高浜町	"	82.6	1974-11-14	
	"(2号)	"	"	82.6	1975-11-14	

		〃 (3号)	〃	〃	87.0	1985-01-17
		〃 (4号)	〃	〃	87.0	1985-06-05
		大飯 (1号)	福井県大飯郡おおい町	〃	117.5	1979-03-27
		〃 (2号)	〃	〃	117.5	1979-12-05
		〃 (3号)	〃	〃	118.0	1991-12-18
		〃 (4号)	〃	〃	118.0	1993-02-02
	中国電力 (株)	島根原子力 (1号)	島根県松江市	BWR	46.0	1974-03-29
		〃 (2号)	〃	〃	82.0	1989-02-10
	四国電力 (株)	伊方 (1号)	愛媛県西宇和島郡伊方町	PWR	56.6	1977-09-30
		〃 (2号)	〃	〃	56.6	1982-03-19
		〃 (3号)	〃	〃	89.0	1994-12-15
	九州電力 (株)	玄海原子力 (1号)	佐賀県東松浦郡玄海町	PWR	55.9	1975-10-15
		〃 (2号)	〃	〃	55.9	1981-03-30
		〃 (3号)	〃	〃	118.0	1994-03-18
		〃 (4号)	〃	〃	118.0	1997-07-25
		川内原子力 (1号)	鹿児島県薩摩川内市	〃	89.0	1984-07-04
		〃 (2号)	〃	〃	89.0	1985-11-28
	小 計			(54 基)	4884.7	

※その他、建設中が2基、着工準備中が12基がある。

世界の原子力発電の開発状況（平成 21 年 12 月現在：平成 21 年版『原子力白書』より）

(MWe、グロス電気出力)

国地域	原子力による年間 発電量 TWh	原子力 発電比率 %	運転中		建設中		計画中		
			出力	基数	出力	基数	出力	基数	
1	アメリカ	809	20%	101,119	104	1,180	1	13,800	11
2	フランス	418	76%	63,236	58	1,630	1	1,630	1
3	日本	241	25%	46,236	53	2,285	2	17,915	13
4	ロシア	152	17%	21,743	31	7,130	9	8,000	7
5	ドイツ	141	28%	20,339	17	0	0	0	0
6	韓国	144	36%	17,716	20	6,700	6	8,100	6
7	ウクライナ	84	47%	13,168	15	0	0	1,900	2
8	カナダ	89	15%	12,652	18	1,500	2	4,400	4
9	イギリス	53	14%	11,035	19	0	0	6,600	4
10	スウェーデン	61	42%	9,399	10	0	0	0	0
11	中国	65	2%	8,587	11	19,240	18	37,000	35
12	スペイン	56	18%	7,448	8	0	0	0	0
13	ベルギー	43	54%	5,728	7	0	0	0	0
14	台湾	39	17%	4,927	6	2,600	2	0	0
15	インド	13	2%	3,779	17	2,976	6	21,500	23
16	チェコ	25	33%	3,686	6	0	0	0	0
17	スイス	26	39%	3,237	5	0	0	0	0
18	フィンランド	22	30%	2,696	4	1,600	1	0	0
19	ブルガリア	15	33%	1,906	2	0	0	1,900	2
20	ブラジル	14	3%	1,901	2	0	0	1,245	1
21	ハンガリー	14	37%	1,870	4	0	0	0	0
22	南アフリカ	13	5%	1,842	2	0	0	3,565	3
23	スロバキア	16	56%	1,760	4	840	2	0	0
24	メキシコ	9	4%	1,310	2	0	0	0	0
25	ルーマニア	7	18%	1,310	2	0	0	1,310	2
26	リトアニア	9	73%	1,185	1	0	0	0	0
27	アルゼンチン	7	6%	935	2	692	1	740	1
28	スロベニア	6	42%	696	1	0	0	0	0
29	オランダ	4	4%	485	1	0	0	0	0
30	パキスタン	2	2%	400	2	300	1	600	2
31	アルメニア	2	39%	376	1	0	0	0	0
32	バングラデシュ	0	0	0	0	0	0	0	0
33	ベラルーシ	0	0	0	0	0	0	2,000	2
34	エジプト	0	0	0	0	0	0	1,000	1
35	インドネシア	0	0	0	0	0	0	2,000	2
36	イラン	0	0	0	0	915	1	1,900	2
37	イスラエル	0	0	0	0	0	0	0	0
38	イタリア	0	0	0	0	0	0	0	0
39	カザフスタン	0	0	0	0	0	0	600	2
40	北朝鮮	0	0	0	0	0	0	950	1
41	ポーランド	0	0	0	0	0	0	0	0
42	タイ	0	0	0	0	0	0	2,000	2

43	トルコ	0	0	0	0	0	0	2,400	2
44	UAE	0	0	0	0	0	0	4,500	3
45	ベトナム	0	0	0	0	0	0	2,000	2
合計		2,600	15%	372,707	435	49,588	53	149,555	136

※原子力発電比率は総発電量に占める原子力による発電量の割合。

運転中~計画中の発電所データは2009年12月現在、原子力による年間発電量、原子力発電比率は2008年の実績。(出典) WNA (世界原子力協会)

## 原発訴訟の概観—福島原発事故後の動向も含めて

筑紫圭一（上智大学）

### 1. 原発規制の特徴

- ・段階的規制方式：原子炉設置許可、変更許可、設計・工事方法の認可、使用前検査、保安規定の認可、定期検査、原子炉解体の届出といった規制が段階的に行われる。
- ・原子力安全委員会の安全審査：主務大臣が原子炉設置許可をする場合には、あらかじめ、「災害の防止上支障がないものであること」につき、原子力安全委員会の意見を聴かなければならない（原子炉等規制法 24 条参照）。
- ・多重防護システム：①異常発生を防止→②異常が発生した場合に早期に検知、事故に至らないよう異常の拡大を防止→③万一事故に発展した場合でもその拡大を防止し影響を低減。

### 2. 原発訴訟の構図と展開

#### (1) 典型的な原発訴訟

- ・行政訴訟（住民対行政）：取消訴訟・無効確認訴訟
- ・民事訴訟（住民対電力会社）：差止訴訟（仮処分の申し立て）

#### (2) 主要原発訴訟一覧

- ・原告勝訴 2 件（ただし、いずれも上級審で判断が覆されている）

	一審・二審・最高裁
<b>【行政訴訟】</b>	
伊方原発 1 号炉（設置許可取消、73.8.27 提訴）	×・×・×
福島第二原発 1 号炉（設置許可取消、75.1.7 提訴）	×・×・×
東海第二原発（設置許可取消、73.10.27 提訴）	×・×・×
もんじゅ（設置許可無効確認＋民事運転差止、85.9.26 提訴）	×・○・×
柏崎刈羽原発 1 号炉（設置許可取消、79.7.20 提訴）	×・×・×
伊方原発 2 号炉（設置許可取消、78.6.9 提訴）	×
ウラン濃縮施設（加工事業許可取消、89.7.13 提訴）	×・×・×
低レベル放射性廃棄物処分施設（埋設事業許可取消、91.11.7 提訴）	×・×・×
再処理施設（指定処分取消、93.12.3 提訴）	係争中
<b>【民事訴訟】</b>	
女川原発 1、2 号機（建設・運転差止、81.12.26 提訴）	×・×・×
志賀原発 1 号炉（建設・運転差止、88.12.11 提訴）	×・×・×
泊原発 1、2 号機（建設・運転差止、88.8.31 提訴）	×
志賀原発 2 号炉（運転差止、99.8.31 提訴）	○・×・×
浜岡原発 1-4 号機（運転差止、03.7.3 提訴）	×・係争中
島根原発 1、2 号機（運転差止、99.4.8 提訴）	×・係争中
大間原発（建設・運転差止、10.7.28 提訴）	係争中

\*係争中の訴訟以外は確定（11 年 10 月末現在）。（海渡雄一『原発訴訟』（岩波書店、2011 年）xx-xxi を基に作成）



### 3. 原発訴訟の主要論点と裁判所の判断

#### (1) 主要論点

行政訴訟	民事訴訟
<p>&lt;論点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟要件：原告適格の有無</li> <li>・本案審理：司法審査の方法、安全審査の対象、立証責任</li> </ul>	<p>&lt;論点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人格権侵害の有無</li> </ul>
<p>&lt;特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉の安全性に関する行政判断が直接審理の対象となり、判断に瑕疵があれば、人格権侵害のおそれを問わず、許可が取り消される。</li> </ul>	<p>&lt;特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉の安全性に関わる問題を網羅的に争うことができる。</li> </ul>

#### (2) 行政判例の動向

##### <原告適格>

- ・原告適格の有無：従来の原発行政訴訟でも、周辺住民の原告適格は認められている。
- ・線引きの問題：原発周辺何 km の住民まで原告適格が認められるか。

■もんじゅ事件上告審判決最判平成 4 年 9 月 22 日民集 46 卷 6 号 571 頁。 \*下線は報告者付加。

規制法 24 条 1 項 4 号等は、「原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等」を原告適格の根拠となる個別的利益として保護する。「原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。」 →もんじゅから約 58km に居住する者にも原告適格を肯定。

##### <司法審査の方法、安全審査の対象、立証責任>

■伊方原発事件最判平成 4 年 10 月 29 日民集 46 卷 7 号 1174 頁

・司法審査の方法 「原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」

・安全審査の対象 「規制法の規制の構造に照らすと、原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である。」

・立証責任 原子炉設置許可処分の取消訴訟では、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの

主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される」。

#### <原告側勝訴判決>

・もんじゅ差戻後控訴審判決名古屋高裁金沢支判平成 15 年 1 月 27 日

【事案】昭和 58 年に設置許可を受けたもんじゅにつき、周辺住民が設置許可の無効確認訴訟を提起した。平成 7 年 12 月（原審審理中）、ナトリウム（二次冷却材）漏えい事故が発生し、もんじゅは運転を停止した。

【判旨】本件設置許可（昭和 58 年）の安全審査は、炉心溶融や炉心崩壊に至りうるシナリオやデータを十分に幅広く考慮しておらず、その調査審議及び判断の過程には看過し難い過誤、欠落がある。具体的には、①床ライナ腐食に関する考慮不十分、②蒸気発生器内伝熱管破損に関する考慮不十分、③炉心崩壊事故関連資料の考慮不十分を指摘した。

→伊方原発訴訟の判断枠組みに従いつつ、裁量審査を厳しく行った。

・最高裁は、原判決破棄。①は安全審査の対象外、②③につき被告の説明に一応の合理性あり。

### (3) 民事判例の動向

#### <人格権侵害>

- ・違法性の判断基準：生命・身体・健康の侵害が受忍限度を超えるかどうか。
- ・従来の原発訴訟：人格権侵害を容易には認めない。

#### <原告側勝訴判決>

・志賀原発 2 号炉運転差止請求事件金沢地判平成 18 年 3 月 24 日

【事案】平成 11 年の安全審査を経て設置許可を受けた 2 号炉につき、周辺住民らが人格権に基づく差止訴訟を提起した。安全審査で用いられた震設計基準（昭和 53 年）は、審査後発生した平成 12 年鳥取県西部地震、平成 17 年宮城県沖地震の情報を前提としていない。

【判旨】受忍限度を超える違法な人格権侵害がある。具体的には、①原子炉施設の耐震設計の手法の妥当性に疑問がある。②想定以上の地震動が発生する具体的可能性がある。③さまざまな故障が同時あるいは相前後して発生する可能性が高い。④本件原子炉が差し止められても短期的には電力供給に支障がない一方で、周辺住民は許容限度を超える放射線を被ばくする蓋然性がある、と指摘した。

→安全審査から時間が経過し、耐震設計審査指針の前提となる計算方法との整合性がとれていない点を重視している（野村撰雄・環境法研究 32 号 86 頁）。

- ・原子力安全委員会は平成 18 年 9 月に耐震指針を改訂し、北陸電力は平成 20 年 3 月、「新耐震指針改訂に伴う耐震安全性評価結果（中間報告）」を公表（1200 か所以上の耐震裕度工事も実施）。
- ・名古屋高裁金沢支部は、平成 21 年 3 月 18 日、第一審取消し運転差止請求棄却。①原審後に発生した 2 つの大地震（能登半島地震 M6.9、新潟県中越沖地震 M6.8）で大事故が起こらなかったこと、②原審後に厳格化された耐震基準を満たすことを重視している（浜島裕美・環境法判例百選 2 版 213 頁）。

#### 4. 福島原発事故後の動向

##### (1) 訴訟の提起

- ・7月1日、浜岡原発 3-5 機の廃炉や 1-5 機建屋内核燃料の安全確保を求めて提訴（民事訴訟）。静岡県内外の弁護士・住民 34 人。
- ・7月16日、脱原発弁護団全国連絡会結成。
- ・11月11日、泊原発 1-3 号機の廃炉を求めて提訴（民事訴訟）。北海道の住民ら 600 人。

##### (2) 理論上考えられる原発行政訴訟—2004 年行訴法改正の影響

- ・2004 年行訴法改正：非申請型義務付け訴訟を明記（3 条 6 項 1 号、37 条の 2）。  
→取消訴訟、無効確認訴訟以外の提起可能性拡大。
- ・停止・改善命令非申請型義務付け訴訟の提起可能性（阿部泰隆「原発事故から発生した法律問題の諸相—原子炉等規制法・電気事業法・災害対策基本法」自治研究 87 巻 8 号（第一法規、2011 年）3 頁以下参照）。

##### (3) 原子力損害賠償をめぐる法整備

- ・原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）。
- ・2011 年 7 月、「平成 23 年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（仮払い法）制定。
- ・2011 年 8 月、原子力損害賠償支援機構法制定。

##### (4) 行政組織の改編

- ・2011 年 8 月 15 日閣議決定：原子力安全庁の創設（環境省外局として 2012 年 4 月設置予定）。